

定湖沼として、指定湖沼環境の保全に係るものと認められる地域を指定地域として指定するものとします。

第四に、都道府県知事は、湖沼環境保全基本方針に基づいて、指定地域において指定湖沼環境の保全に關して実施すべき施策について定めることとします。

第五に、指定地域において湖沼特定施設を設置しようとするときは、都道府県知事の許可を受けることとします。

第六に、指定地域においては、湖沼の環境に於て生活環境に係る被害を生ずるおそれがある汚水または廃液を排水する施設について、水質汚濁防止法の特定施設とみなし、同法の規定を適用します。

第七に、指定地域において、排水基準による規制によりがたいものとして定められる指定施設及びそれに準ずるものを設置しようとする者は、その旨を都道府県知事に届け出ることとし、都道府県知事は、その者が指定施設の構造及び使用の方法に關する基準を遵守していないと認めるときは、改善勧告、さらには命令をすることができるとします。

第八に、人口及び産業の集中などによって、排水規制等によつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼については、汚濁負荷量の総量を削減するための措置を講ずることとします。

第九に、都道府県知事は、指定湖沼の富栄養化による被害を防止するために、環境庁長官の指示により、湖沼その他の指定物質の削減指導方針を定め、必要な指導、助言及び勧告をするものとします。

第十に、都道府県は、条例によつて、指定湖沼の周辺を湖沼周辺環境保全地区として指定し、同地区内における工作物の新築、土地形質の変更等の行為について、知事の許可制度を設けることができることとします。また、湖面の埋立て等の承認に当たっては、湖沼環境保全について十分配

慮することとしています。

これらの措置のほか、湖沼環境の保全のために必要な勧告、助言、財政上の援助、調査研究及び技術開発の推進等について所要の規定を設けておきます。

以上が、本案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○竹内委員長 内閣提出、湖沼水質保全特別措置法案及び岩垂壽男君外二名提出の湖沼環境保全特別措置法案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○金子みつ君 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金子みつ君。

○金子(み)委員長 私は、本日の質問では、まず初めに、林野庁関係の問題について林野庁に少し確認させてほしいことがありますので、質問したいと思ひます。林野庁、お見えになつてゐる……。

この問題は、ここ一兩日新聞、テレビなどでクローズアップされておりますので、大方の方が御存じのことだと思ひますけれども、2・4・5T系除草剤、これは御承知だと思ひますが、催奇形性あるいは発がん性が裏づけられてゐる猛毒のダ

イオキシンが含まれてゐると言われてゐる薬剤であります。これが昭和四十六年使用中止になりました。それから、その残留してあります薬品を山林に埋めて処理したはずのものでございまして、完全に処理されてゐると当局はお考えになつたのだと思ひうのですけれども、それが流出をして、そして地下に浸透し、沢や川に流れ、海にも流れていくというふうな事態が起こつたのではないかと、この問題がここに広げられたわけでありまして、

であつた、そのために薬剤の原液がすっかり流れ

てしまつたということが愛媛大学の調査で見え

れたという問題でございまして。

これは既に御承知のことだと思ひますので、今から十三年前、昭和四十六年の問題ではござい

ますが、その昭和四十六年のときに農林省から通達が出てゐて、そして、どのようにして埋め

るかという問題について細かい具体的な通達も出

てゐるわけですね。例えば、四十六年十一月には「2・4・5T系除草剤および有機塩素系殺虫剤等の廃棄処分について」という林野庁長官の通達

が出ております。この通達の指示どおりに処分されてゐたのであるならば、こういうことはなかつたのではないかと予想されるわけであり

ますが、そのことは調査をされた愛媛大学の教授たちもおっしゃつていらつしやるわけでありまして、それを

そのとおりにしてゐなかつたのではないかと、その結果、こういうことになつたのではないかと、この

のでございまして。

この処分の方法なんですけれども、大変に細かい処理がなされるように、処理方法についてまでも指示がなされております。例えば、一カ所に埋め込む量を一定の量にするとか、十倍量程度の土壌とよく混和した上、コンクリートの塊としてビニールを敷き、その上に埋め込む、また、処理箇所は、飲料水の水源とか民家などから離れた峰の方に近く、あるいは粘土質の場所を選ぶとか、地下

た薬剤は既に何年前までに流出してしまつたとい

うふうふに考えられますけれども、もう十三年も

前のことだから心配はないじゃないかというふう

に言われる方もあるかもしれません。しかし問題は、御承知のように、このダイオキシンの猛毒性

というものは大変に強くて、ベトナム戦争のときにアメリカが使用しました枯れ葉剤の影響が今日ま

で出てきてゐるということ、十年も十五年も、あ

るいは長いものでは二十年も先にその結果が影響としてあらわれてくるものだということは既に御

承知だと思ひます。ですから、そのことを考えますと、私どもは、それは昔のことだからという

ふうに捨て置くわけにはいかないと思ひます。それで、今回たまたまこれが発見されてしまつてこ

ういうことがわかつたわけでございますけれども、この問題について、実は、事実かどうか調べてみたいと当局はおつしやつてゐるようなんです

でございますが、最近の報道、けさの新聞などを見ますと、そのことについて全国的な調査をすることを指示しておられるようであります。ということ

は、そういうことが事実であることを確認したためにそういう全国調査をしようというふうに考えられたのではないかと、思ひます。それで、この問題について責任当局である林野庁のお考えを聞かせていただきたいし、今回の全国調査をやるという計画をなさつたその背景には何があつたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○小澤説明員 お答えいたします。

今先生から、宇和島の営林署の管内におきまして2・4・5T系の除草剤の処分につきまして、報道関係等、御指摘がございました。

私どもといたしましては、当時、昭和四十六年になるわけでございますけれども、全国の営林局に対しまして2・4・5T系の除草剤の処分につきまして、適切な実施するように指導いたしました。その後十数年の時間が経過してゐるわけでございますから、当時の状況等につきましては現在明確でない点も実はございます。今回、そういう

過去の処置の仕方等が問題になりましたものでございまして、私どもといたしましては当時の処理状況につきまして、これは当時の関係者等の事情聴取というように必要でございすけれども、そのようなことも含めまして、まず当時の処理状況を把握する必要があるというように考えまして、現在、鋭意調査を進めているところでございます。

○金子(み)委員 実は私がもう一つ伺いたいと思っておりますことは、今になって発見されたからといって慌てて調査をするという姿勢について問題があると思うのです。こういう重大な猛毒の薬剤を処理するということを指示したんだならば、その指示した後、安全点検をしていなかったのじゃないか、それが問題じゃないかと思うのです。直接林野庁がするのでないとしても、営林当局に対して、やはり指導管理上の責任としてそこまできちっとやるべきではなかったのか。それをやらなかったことが大変にまずかった、無責任ではないかというふうには私は思うわけなんです、それはなさったのですか、なさらなかったのですか。

○小澤説明員 当時処置したときにその辺の確認をしたかどうかという御質問でございすけれども、私どもといたしましては、当時林野庁から各営林局に対して適切に処置するように指示をいたしておりますので、そのときには、各現地の実施機関から営林局に対しては、その処理状況につきましての報告は徴したというふうに承知しているわけではございますけれども、現在その辺の資料というものが、報告の資料等が必ずしも残っていないケースもございす。そんなことでございすので、時間が経過したというところでございすけれども、現在改めて再度、どういう処理をしたかということを鋭意調査しているわけでございます。

○金子(み)委員 くだいようですけれども、報告を受けたと聞いておりますと——もちろん何年も前のことですから、あなた御自身の問題ではない

というふうに考えてもいいでしょうけれども、しかし、組織の問題で役所の問題ですから、あなたは、私は知りませんとは言えないと思うのです。

それで、そのときにどういう報告のさせ方をなさったのか。指示は具体的にだしたわけですから、報告も具体的にもらうようになさらなかったら意味ないじゃないですか。処理しましたという報告だけでもいい、それで確認できるでしょう。処理した人に具体的にどのようにして処理したかというのをきちっと聞いていなかったのではありませんか。

○小澤説明員 報告の仕方などのようであつたかというこの御質問でございすけれども、その辺の各営林局の報告の仕方というものが——報告をするように指示をし、また報告をとったということは当時の関係者のお話からも事実であるというように思っておりますけれども、その子細な内容については私も現在詳細に把握しているわけじゃないので、その辺も含めまして調査をいたしております。

○金子(み)委員 それじゃ、今回の調査でその具体的な事実もつかむことができる、こういう意味に今受け取りました。それをしっかり調べていただくこと、同時に、今回の調査では、どれくらいの量が処理されたのかという問題、このことも調べられるんじゃないかと思いますが、その点はおわかりになっていらっしゃるのでしょうか。埋めた量はわかっていらっしゃるのでしょうか。

○小澤説明員 埋めた量というところでございすけれども、その辺につきまして現在調査中でございます。

○金子(み)委員 でも、それはおかしいんじゃないでしょうか。どこの営林署のどういう——私、よくわかりませんが、例えば、これは愛媛県の宇和島ですから、四国管内というのがありますね。四国管内に営林署が幾つあるか、二十くらいあるのかもしれない。その営林署の管内でそれぞれやったはずですね。そうすれば、それぞれ

の営林署の管内にどれだけの量があるということに既にわかっているはずでしょう。私、手元にいただいた資料は、これは四国だけなんですけれども、四十六年四月のこの除草剤の計画の数量と残量の数字が出ているんですけれども、この残量というのを埋めたわけじゃないんですか。今まで使ってきたんだけれども中止になったからやめた、残った量を在庫してあったんでしょ、これを埋めるということにしたんだと思うのですが、この量がお手元にわかっていないというのはどういうことでしょうか。これは危険な話ですね。

○小澤説明員 先生おっしゃいますように、確かに残量を埋めたということではございすけれども、この残量と申しますのは——私どもの方の実際に使用していた期間ということになりますと、全国非常に数が多いわけではございまして、それぞれ当時におきまして、その使用中の指示を出しました昭和四十六年四月でございすけれども、そのときに一斉に使用を中止いたしました、そのときに所持していたものをまず保管をいたしました、その後、処置したということではございすけれども、当時におきましてそれぞれの量が当然把握されていたというように考えておりますけれども、現時点におきまして、その量がそれぞれ各地において幾らであったかということにつきましては、現在、その資料は私も手元にございせん。それで、その当時の状況につきまして正確を期すために現在再調査をいたしていくことなでございます。

○金子(み)委員 私、どうしてもわからないのですけれども、四十六年四月に一斉中止になって、そして埋没するようにという指示が出たわけですよね。その時点で各営林署単位の所持しているこの除草剤の量を林野庁で把握してなかったというのですか。今はわからないとおっしゃいました。今の時点でわからないというのは、資料が残っていない、さかのぼって倉庫からでも引っ張り出してくればわかる、こういうことですか。それとも、その時点で林野庁自体は量がわかってい

なかったということなんでしょうか。

○小澤説明員 当時はそういう量を把握したものであるというように私、考えておりますけれども、現在、当時の資料が残っていないということでございます。

○金子(み)委員 そんなことであるんでしょ。役所の資料というのは、今はなくても——まだ十年前の話ですね。焼けたわけでもないでしょうし、消えちゃったわけでもないでしょう。当時はあったと思うけれども、今は残っていないという御答弁では納得できないですね。お捜しいただけませんか、今でなくて結構ですから。私はあるはずだと思ひます。役所としてはそんな簡単な仕事をしていないと思うのですけれどもね。もし、それが事実だとすれば、大変な問題だと思ひます。ですから、それはきちっと見つけ出して、その量がどれだけあったかということをお知らせいただきたいのですが、委員長、よろしゅうございすか。資料をお願いしたいです。

○竹内委員長 ただいまの件は、理事会で相談をしておきます。

○金子(み)委員 では、次の質問です。

今の問題は、在庫品はすべて処理したかどうかということが今度のそちらからの御報告でわかると思ひますから、その時点でまた改めて続けさせていたしまして、この問題は今一応おいておきます。

この事件は十三年前の事件ではございすけれども、先ほど申しましたように、これが土壌の中に入り込んでいて分解して、そして地下水に入ったり川の水に入ったりということだと思ひますから、その当時その川の水を飲料水に使っていた人たちがあつたのだらうと思ひますから、そういう人たちがあつたのだらうと思ひますから、そうだと想定しますと、何か影響があつたのじゃないかというところで、疫学調査をする必要があると思ひます。診断を行つたら、けさの新聞に全住民に近く健康

これは新聞の報道でございますので、どの程度の健康診断をするようにしようとしていらっしゃるのか、おわかりのことか一つでございます。

それから、今の御答弁では、いつ、どこで、どれくらい、どんなふうに廃棄処分したかを追跡調査するのですから、これは先ほどの質問とつながってきますけれども、疫学調査の方の問題でどんな内容の調査をするように指示をなさったのでしょうか、おわかりでしたら教えてください。これは私もけさわかったことです。私はやるべきだと思つて要請しようと思つていましたから、もうやるということを決めたということです。それから、それでは、どんな内容の健康診断をなさるつもりなのか、聞かせていただきたい。

○小澤説明員 お答えします。

私どもの方といたしましては、営林局に対しましてはまず処置の状況につきまして調査、把握するようにという指示をいたしております。そのほか、周辺の地域等に対して不安な状況等を生じさせてはならないと思つております。そのようにすることにつきましては私どもの方だけでなかなか対応できない問題もございますので、関係機関なり地域の町村等とよく連絡をとるよう現地の営林局に対して指示をしているわけでございまして、個々具体的にどのような措置が、今先生のおっしゃいましたようなことがされたかどうかということにつきましてはまだ確認はしておりません。

○金子(み)委員 そうすると、この健康診断を実施する件については、林野庁の方からは直接の指示はなさらない、営林署が独自にやる、やりなさいという指示だけは出す、けれども、どういふふうによりなさいとは言わない、そういうことですか。

○小澤説明員 現在、個々にどのようなことをどうせよという指示はしてございません。それぞれ現地におきまして適切な対応をとるようによりなさいに連絡してございます。

○金子(み)委員 林野庁のやり方というのはそういうやり方なのかもしませんか。各営林署に、

それぞれ現地で適当なやり方というのはいかにもなまぬるい指示の仕方ですよ。そうじゃなくて、こんな大事件ですから、こういうのは林野庁が厚生省なりあるいはその他関係省庁と協議をして、総合的な調査をやらなければだめなんです。単独の調査をやっても結果としては決していい結果は出てこない。これは非常に入り組んでおりますから、林野庁だけでできないものももちろんあると思います。建設省の関係もあるかもしれません。いろいろなところの関係があるかもしれない。それから、関係省庁との話し合いをして、そして総合的な疫学調査を、あるいは疫学調査だけでなく、もっと幅広く総合的な調査をやるということにしないかと本当のことはつかめないんじゃないでしょうか。そういう計画といえますか、政策というものを立ててこの問題を解決しようというふうにはお考えにならないのでしょうか。

○小澤説明員 確かに先生の御指摘、よく私どもも理解できるわけでございます。ただ、現地におきましてはいろいろ状況もそれぞれ異なるかと思つております。もちろん私も独自で事を進めるわけではございませんで、それぞれの関係機関もございまして、よく御相談しながらやるということとでございますし、また私も自分で体におきまして、いろいろ関係のところとは御連絡もとりまして対応してまいりたい、このように思っております。

○金子(み)委員 この問題で余り時間をとれませんが、もう一つ関連でお尋ねしたいのです。

今まで質問してまいりましたのは2・4・5T系除草剤の問題でございしますが、これと一緒に、これ以外の有機塩素系の殺虫剤もございします。BHCとかDDTとかその他。これの処理はどうしたんですか。これもそのとき、一緒でなくて少し後になりますね、中止するように指示が出ています。そして、そのものについてはどういふ処分をなすつもりですか。

○小澤説明員 私、今手元に正確な資料等持っておらないのでございしますが、確かに当時2・4・5T系以外の薬剤につきましては使用をやめるといふような事態があったというふうに聞いておりますし、それから、そのように私どもの方の通達も指示をしております。ただ、2・4・5T系というのは林業関係が特に使用しておつたということですが、ほかの薬剤につきましても使用者として使用を中止し、あるいはまたその処置をするように私どもは指示もいたしまして、適切に当時対応したものであると考えております。

○金子(み)委員 2・4・5T系除草剤のほかにも、今申し上げたそれ以外の有機塩素系の殺虫剤ですけれども、これも2・4・5T系に比べれば毒性は少ないと言われているわけですが、これも処理の方法を誤ると大変に健康上危険があるというところもありますから、お話の中の、今の御答弁ではよくわからないのですけれども、この分についても必ず処理され、処分したはずですから、そのことがわかるように、先ほどお願いした調査の分とあわせてわからせていただいたその上で、改めてまたその結果でこの問題は継続していききたいと思つておりますので、きょうはその程度にとどめておこうかと思つております。

林野庁関係の質問はこれで終わらせることにいたしますので、御苦勞さまでございました。ただ、非常にびっくりしていただいております。すべたにわたって。幾らそれが十年も前の問題であるとは言いがたが、これは一つの行政のあり方でありまして、もつとはつきりきちんとけじめをつけた処分、処理をしておいていただきたい。これは大変にずさんな、薬剤の処分もずさんでしたけれども、それに対する御当局の処置も余りきちんとしていないと思つてます。ですから、そういう問題はこれからもうとつきちんとやっていたいただきたいと思つておりますので、一言要求しておきたいと思つてます。

続きまして、厚生省来ていらっしゃるのでしょうか。今の問題と関連あるんじゃないかと私はふつと考えるのですけれども、御存じでしょうか。高知県の衛生研究所が、たまたま自分のところの職

員の男女に対して、別の一つの目的を持って採血をして血液検査をやったのです。そうしましたところが、その血液の中から猛毒物質のダイオキシンを微量ながら含むとされる有毒物質PCP、ペンタクロロフェノールというのです。これを検出したというのです。健康な人の血液の中から検出したのです。どうしてこんなものが健康な人の血液から出てきたんだろうということ、さらに追跡調査をするという研究は言っております。

これはひょっとしたら今の愛媛県宇和島だけでなく四国、県内全部に営林署があるわけだから、その営林署がどんな処理をしたのか、わからないう、その処理のやり方によつては第二の宇和島、第三の宇和島があらちにあるんじゃないだろうか。たまたまそれが発見されなくてわからないだけのことであつて、あるかもしれない。あるいは高知県の営林署でもそういうことがあつて、あるかもしれない。そのことが影響して、たまたま高知県に住んでいた衛生研究所の職員が、あるいは住んでいた地域でそういうことが起こつて、この人たちの血液の中に入ってきたかもしれないというふうな感じがいたします。

とにかく、血液の中にこういうものが検出されたということは、どういふふうな経路で体内に入るかということと考えると、食物が水しか考えられないと言つて、私がこの研究所の先生に電話で聞いてみましたら、そうおっしゃっていました。だから、食物が水だということになりますと、それはひょっとしたら今の分が関連してないのかなというふうな危惧を持つてますが、厚生省ではこのことを御存じでしたでしょうか。そして、この件についてどういふふうにお考えになつていらっしゃるでしょうか、聞かせてください。

○玉木説明員 お答えいたします。

ただいまの御指摘の点につきましては、先日の新聞報道によつて承知したわけでございますが、現在のところ汚染経路は明らかではございませんが、この問題は今御指摘ございましたような農業

使用等により環境汚染にも関連する問題でありますので、関係省庁とも連絡をとりつつ必要な情報収集に努めてまいりたい、このように現在考えております。

○金子(み)委員 私、この問題はまだそれ以上詳しいことはわかっておりませんが、厚生省に注意を促して、じつと目をつけながら、調査も今おっしゃったように続けていただきたいということをお願いいたします。

それから、厚生省に続けてもう一つですが、これはまた水道の水の問題なんです。水道の水が有機塩素によって逆に汚染されているという問題でございます。この問題は実は御承知でしょうし、既におわかりになっていらっしゃるはずだと思いますが、WHOが今までは急性毒性のある細菌やあるいは砒素や水銀などの無機物を中心にして水道の水の規範に対する基準あるいはガイドライン、そういうものを出してきていたということとは事実なんです。今回は大変に水道の水が、国際的な工業化の進展で発がん性のおそれのある有機塩素系の化合物による汚染がひどくなってきたということがわかってきたので、WHOとしては新たに有機物基準を設けることになったというわけですね。そういうものを設けて、そして関係各国に通達をするということを進めようとしているというところがこの一月ごろ報道されておりました。この問題は、もともと水道の水を殺菌する目的で塩素殺菌手法というのが使われているわけですね。ところが、それが逆に飲料水の安全を脅かし始めたという大変に難しい問題が起ってきたと思うのです。

それで、トリハロメタンの飲料水汚染の問題です。これは日本ではもう既に千葉県銚子、それから東京都の小笠原、新潟県の佐渡、沖縄県などで一部問題になって、厚生省では既に一つの基準をつくって、そして、それを守らせるようにしてこられたということなんですけれども、厚生省にWHOからのガイドラインが到達したのかどうかというのを伺いたいのが一つと、この記事により

ますと、WHOのガイドラインに沿った指導基準をさらにつくって、飲料用の地下水だけでなく、各水道事業体でも基準を守るよう通達する予定だというふうになっているのですけれども、そのことは既に行われたのでしようかどうか、聞かせてください。

○森下説明員 御説明申し上げます。

WHOでは安全な飲料水確保のための国連水道と衛生の十年、一九八一年から一九九〇年までの十年間でございすけれども、この事業の一環というところで飲料水の水質ガイドラインの設定の作業を行っておるところでございます。その水質ガイドラインの最終案が一九八二年、つまり五十七年につくられておりまして、これは送付を受けております。簡単なガリ版といましようか、写真版で印刷したものでございすけれども、これを受けとっておりますのでたまたま勉強しておりますが、これが正式なものとなったという連絡は受けておりません。現物は「案」がついておりますけれども、恐らくそのままだと正式なものになると思っております。これを結局WHOではちゃんとした印刷物として出版するという予定だそうでございます。そして、それができるのを待っておりますが、もちろんドラフトはございすから勉強はしておるわけでございます。

そこで、このガイドラインでございすけれども、WHOの飲料水の水質ガイドラインは、各国が飲料水基準を設定いたします場合に、ベースになります情報を提供するというのが主たる目的でございます。これをそのまま基準そのものにするとか強制力を持ったものにするとかということではございせん、このガイドラインにも、その冒頭のところで「各国が水質基準を設定するに当たっては、それぞれの国の環境、社会、経済、文化的諸条件を考慮して決めなければならぬ。」というふうになっております。私ももうそういう考えでこれから水質基準を定め、あるいはもう既に定めたものもございすけれども、我が国の物質の使用状況、もう一つくつかないような物質もW

HOのガイドラインにはありますから、そういうものは必要ないのでございすけれども、どんなふうに使われておるか、どんなふうな処分がされておるか、全国的に見て水質汚染の状況が、特に水道の水質についてどのようになっておるかというふうなことを見ながら、このガイドラインを参考にしながら今後必要なものについては基準をつくっていきたい。

これに関連あります物質といたしまして、お尋ねの有機塩素系化合物でございすけれども、去る二月でございす、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、それから1・1・1トリクロロエタン、この三つの物質について暫定水質基準を定めました。これは昨年環境庁が御発表になりました地下水の水質検査の結果を参考にいたしまして定めたわけでございす、このうち最初のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンはWHOのガイドラインにございす。1・1・1トリクロロエタンについてはガイドラインにございせんが、我が国ではさき申しました二つの物質がこっちの方にだんだん移っていくというところなので、先取り的に規制をいたしたわけでございます。WHOのガイドラインにないものでも我が国で独自に規制が必要なものについては今後とも水質基準を定める、このように考えております。

○金子(み)委員 わかりました、こういう問題はこれから起こる問題かと思ひますので、そういう点は注意しながら、今おっしゃったようにWHOのガイドラインが唯一ではもちろんありません。一つの参考です。ですから、その国、その国の問題があると思ひますので、その点を先取りしながら、ガイドラインが来たからやるのじゃなくて、先取りしながらやっていただくようにお願いしたいと思ひます。

今の問題に関連して、環境庁も地下水の検査をしていらっしやいますね、追跡調査というのを。かなり続けてやっていらっしやるようでありますけれども、その追跡調査の状態はどんなふうな状

況なのか知らせていただきたいと思ひます。ことと、追跡調査というのは未来永劫に続けるものではないと思ひませんが、どういふふうに計画性を持ってやっておられるのか、その辺も教えていただきたい。

○佐竹政府委員 環境庁といたしましては、五十七年度に全国の大都市圏を中心に十五都市において地下水の汚染実態調査をいたしたわけでございまして、この調査の結果、トリクロロエチレン等の化学物質による地下水のかなり広範な汚染が認められたところでございす。現在引き続き各都道府県において追跡調査がなされているわけでございす。五十九年度以降でございす、三カ年計画で地下水の汚染機構を汚染原因との関係である程度パターン化しまして、その汚染メカニズム等の調査を実施したいと考えております。要すれば、必要な対策も検討していきたい。

なお、別途この地下水汚染調査に際しましては、特定の汚染源が確定できる場所も多ございすので、そういうものについては暫定的に必要な行政指導等による地下水への汚染防止対策についてもできるだけ早い機会に結論を得るべく目下関係省庁と協議中でございます。

○金子(み)委員 それはどうぞお続けになって、六十一年に一応結果が出ますね。その結果を拜見した上でまたと思ひますので、お続けになってください。

それで、話は環境庁の問題に移します。長官、今までこういう話をお聞きになっていらして、どれもこれも環境庁の仕事につながるなどとお考えだと思ひます。まことにそのとおりなんです、私はつくづく環境庁の仕事は大変だと思ひます。同時に、国民の健康を考えました場合、大変に重要な意義を持っていると考えますので、そういうところを心して進めていただきたいと思ひます。

そこで、お尋ねがございす。実は、私は環境委員会、今回初めて参加させていただきましたので、今までのいきさつ、いろいろ伺ったり自分で

知るように努力したりもいたしましたがけれども、
すっと落ちないものが一つあるわけですね。そ
れについてわからせていただきたいのですが、そ
れは今の話を聞きました。すっていてもわかりま
すように、非常に多角的に多方面にわたって関連
があつて、環境問題として集約されるような感じ
がいたします。そこで環境問題は中心になつてい
かなければならぬんじゃないかと考えられるわ
けであります。今回の湖沼法の問題なんかを考
えてみても、これは湖沼法そのものももちろん必
要だし、結構だと思ひますけれども、湖沼法に
してもその前にできた水質汚濁防止法ですかに
も、考えてみればこれは環境アセスメント制度
の枝葉の問題だと思ひます。やはり幹は環境ア
セスメント法ではないかと考えられると思ひま
す。ここがもとで、それとの関連において湖沼
もあり、水質汚濁防止法もあるんだというふう
に私は考えるわけですね。間違つていたら御指
摘くだすって結構なんですけれども。

そこで、この環境アセスメント制度の問題なん
ですが、これが五十四年四月に中央公害対策議
会でアセスメント制度のあり方について、でき
るだけ速やかに法制化をするべきであるという答
が出ております。それから、政府の行つていら
つしやるモニター調査を見ましても、九三%の
人がその必要性を意見として述べております。そ
の九三%の中の七四%が法制化するべきだとい
うことも言つておられる。非常に多くの国民
がそのことを要望している。それを受けて環境
庁が五十六年四月にこのアセスメント法、環境影
響評価法、その法案を九十四国会にお出しにな
つた。その九十四回にお出しになつたのが廃案に
なつた。そこまではわかつてきたんですが、それ
から、その後なぜこれが続けてお出しにならない
のか。今度湖沼法をお出しになりましたが、先ほ
ど申し上げたように、湖沼法は、私の考えとす
れば環境影響評価法があつた上での湖沼法であ
つた上でのという言い方はおかしいかもしれま
せんけれども、それが中心になつて、そして、そ

周りを取り巻く衛星のように湖沼法もあり、水
質汚濁防止法もあるのだと考えますので、これが
来るべきではないか、これがまず中核である
と思ひます。何か逆に動いておられる感じが
するのですけれども、私の考えが間違ひでし
ょうか。これがそうならなかった理由がぜひわ
かりたい。

環境白書をこの間お出しになつたようござい
ます。十一日に閣議決定されて、環境白書とい
うものが示された。その環境白書の中にこうい
うふうに書いてあるのです。よりよい環境を次
の世代に伝えるための健全な環境利用ルールを確
立することが二十一世紀に向けた環境行政の責務
であると非常に強調している。その基礎となる環
境破壊を未然に防ぐ環境影響評価、環境アセ
スメント制度の確立と身近な緑の保全、創造が急務だ
というふうにお書きでもきちつと強調しておられ
るわけですね。それだつたならば、それがどうし
て今度出てこなかったかということについて私
はわからない。その審議をまず先になさつて
いただけたらいい理由をぜひわからせていただ
きたい。長官、お願いします。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。

環境庁といたしましては、アセスメントの法律
並びに湖沼法の制定というのは環境行政にとつ
ても非常に重要な課題であると考えております。
またアセスメントがあつて、そして、その枝
葉に湖沼法があるのではないかと先生お考えを
いただいております。湖沼法というの
は、湖沼そのものが現在汚濁が基準以下のい
いものになつておる点にないかということ、特
に水質の問題がその点にないかということ、
この二点でございます。もう一つは、水質
の改善がその点にないかということ、
これは飲み水にも使われております。そして農
業用水に、あるいはまたその他の用水に使われ
ております。これは早く基準に合つた水質
にしないといけない、こういうことで私どもは
実は湖沼法の方を出させていたしたのでござい

ます。

湖沼法が一番肝心なところは、湖沼全体にわた
りまして、そして、こういうものはこういうふう
に計画をしてやういふ。例えて申しますと、手
賀沼なら手賀沼を一つとりまして御説明を申し
上げますと、手賀沼は、今の汚濁の進行状況で
行きますと、下水道を今進めていってそれによ
つてよくしていくという、下水道は一番肝心で
ございまして、それをやういふことはとて
も間に合わないといふことが、長時間かかる。
そうしますと、利根川の水を導流して、薄めて
申しますか、まずそれを入れてきれいにしてい
く、それからまた、非常に汚泥がたまつてお
りますので、そういうものを除く、こういう計画を
五六年間の計画になつておられますけれども、
五年の間に進めていくかというのを考える。そ
れから、下水道がちょっとできないような部分
つまり人口が、家が集中しておられないような地
域に対しては、どういふようなことをこの湖沼に
対して今やういふか、そういうような計画を立て
まして、そして水質浄化というものを図つてい
く。その計画は、関係関係会議にもあつていま
して、各関係の大臣にそれを承知していただく、
というところは、結局各省の計画にそれを合
わしていただく、こういうような考え方で湖沼
法を出さしていただくというところで現在提出
をさせていたものでございまして。

それから、アセスの方でございますが、これが
なぜ提出されないんだ、今こういう御質問でござ
いまして、アセスにつきましても私どもは、こ
れはもう前回においてあつたという御質問な
らうから廃案になつてしまつたのでござい
ますが、これはやはりすぐに出さなければいけ
ないという、これはまたその他の用水に使われ
ております。これは早く基準に合つた水質
にしないといけない、こういうことで私どもは
実は湖沼法の方を出させていたしたのでござい

ます。
湖沼法の一つ肝心なところは、湖沼全体にわた
りまして、そして、こういうものはこういうふう
に計画をしてやういふ。例えて申しますと、手
賀沼なら手賀沼を一つとりまして御説明を申し
上げますと、手賀沼は、今の汚濁の進行状況で
行きますと、下水道を今進めていってそれによ
つてよくしていくという、下水道は一番肝心で
ございまして、それをやういふことはとて
も間に合わないといふことが、長時間かかる。
そうしますと、利根川の水を導流して、薄めて
申しますか、まずそれを入れてきれいにしてい
く、それからまた、非常に汚泥がたまつてお
りますので、そういうものを除く、こういう計画を
五六年間の計画になつておられますけれども、
五年の間に進めていくかというのを考える。そ
れから、下水道がちょっとできないような部分
つまり人口が、家が集中しておられないような地
域に対しては、どういふようなことをこの湖沼に
対して今やういふか、そういうような計画を立て
まして、そして水質浄化というものを図つてい
く。その計画は、関係関係会議にもあつていま
して、各関係の大臣にそれを承知していただく、
というところは、結局各省の計画にそれを合
わしていただく、こういうような考え方で湖沼
法を出さしていただくというところで現在提出
をさせていたものでございまして。

の方にも、また各省においても一回検討を初
めからし直していただくことになるわけ
でございます。そのときにそれでは何を検討する
んだ、前は承知しておるのにという御質問が
出る。思ひます。そのときには、前に立案をいた
しましたときから現在までの間にございまして
いろいろと事情が変わつてきておられます。そ
ういふことを踏まえていろいろ検討がされる
わけでございます。また、これは政府提案でござ
いまして、与党の方にもお諮りをするということ
になるわけでございますが、そこにおきましても
同じような検討がされるということになるわけ
でございます。

そこで、今各省におきましてもいろいろ御意見
が出ておられますけれども、その御意見を、最終
的にこうだということについてはまだお出しを
いたさない、それから与党の方においてもし
いろいろ御意見がございまして、これを集約して
いただかなければいけないというのが今の状況
でございます。したがって、そういう集約をする
ことについて今与党の方の政調にお願ひを
しまして、集約をしていただいております。作業
をやつていただいております。ところでござい
ます。

以上でございます。

○金子(み)委員 大変に御苦労だと思ひます
けれども、大変に時間がかかります。その間にど
んと環境は悪くなるのじゃないかという心配
がございまして。ですから、私は今伺ひました
から一応そういうことかと思ひますけれども、
少なくとも一緒に出てきたのじゃないでし
ょうか。私はそれぐらいの御努力はぜひや
つていただきたかと思ひます。今回は出てこ
なかつたから、言つてもしょうがないと言
われればそれまでですけれども、ぜひそれ
をやらせていただきたかと思ひます。環境
問題はますます悪くなる、環境庁としてお困
りになるばかりだと思ひますので、ぜひそれ
を進めていただきたかと思ひます。環境局

それから次に、長官大變に御熱心に湖沼法を出しに上つていらつしやいますので、湖沼法の問題を一つ取り上げますが、湖沼の水質を汚染する最大の原因の一つ、今長官御自分でもおっしゃいました、下水道ができていないという問題の家庭雑排水の処理問題、これが全く未熟であると言つていいと思つたわけですね。下水道の整備の悪さ、これはひどいわけですね。この間の委員会で建設省が答弁しておられたのを伺つておりましたら、三十一パーセントでできていないですね。これは経済大日本だと文化国日本だと言つていて、大變に恥かしい話だと思つたわけです。これは金がかかることもよくわかりますけれども、経済大日本日本だつたらそこにお金を注いで、国民の健康を守ることぐらい考えたらいいいじゃないかと素人考えとしては考えます。私どもの立場では考えます。スウェーデンなんか、御承知のように九十二パーセントでできていますね。そのうちの七十四パーセントは終末処理までやっていますというのですから全然話にならない。私は、なぜ日本はこんなに下水道の処理について遅いのかという問題は、ただ単にお金がかかるというだけで済まされないと思つたわけです。環境庁としてはこの問題については一〇〇パーセントにしたいと思つていらつしやと思つたわけです。だけれども、それがなかなかできないということは関係各省庁とかかわり合ひということが多分にあるからじゃないかというふうに思ひます。

時間も迫つてまいりましたので、その問題を詰めて申し上げますけれども、先ほどもお話ししましたし、きょうの質問の初めの項にも出てまいりましたように、非常に関連の深い各省庁との兼ね合いがありますから、その兼ね合いの問題を環境庁がどのようにさばいていかれる、さばくという言い方はおかしいですけれども、協調して環境庁が考える方向へ持つていくことができないものだらうかということなのです。今までもきつと何遍もしていらしたでしょうね。関係省庁との話し合いをやつていなかったわけじゃないと思つたのです。やつてこられたのだらうと思ひます。私は善意に解釈して、やつてきたのだけれどもできなかったのかというふうに思つたわけですね。そうでなくて、悪く解釈すれば、やろうと思ひないでひとりよがりと言つていけるのかな、こういうふうにも思わざるを得ないという点もあるわけですね。ですから、その辺なのです。どうしてできなかったのかという問題が、いろいろな事情があつたのかと言つていい問題が、いろいろなさつて一言では御答弁なさりにくいかもしれせんが、私は長官、御答弁いただきます前に、こういうことも影響しているということを私なりに気がつきました。

それは環境行政が最近非常に後退してきているのじゃないかという感じがするのです。結果の問題かもしれない。例えば、これは白書に載つていまして、地方自治体の公害専門部課がまた減つたのです。これは五十年には二百七十四の市町村にあったのが年々少なくなつて今は百七十九市町村だ、百減つたのです。そうすると、環境問題を中心課題として取り扱う部局がどんどん減らされていくということ、結果的には環境行政が弱くなるということになるのじゃないですか。だから、それで環境行政が後退してしまふ、こんなふうになつてくるのじゃないかと思つたのです。これがいわゆる行革の流れの中に巻き込まれてこつたことになるのかもしれないと思ひますけれども、とにかく中央地方を通じて環境問題を重要な課題として取り組む体制が崩れつつあるという大變に恐ろしい不安を感じてしまふ。こんなことになると、国民としては大變不安です。だから、これを何とかしてでも挽回していただきたいと思つたのです。そういうことがもとにあるから、各省庁と話し合いをなさつても環境庁の意見がなかなか通らないという結果になるのじゃないでしょうか。こころをぜひ踏ん張つていただきたい。環境庁長官だけに申し上げても無理かもしれないと思ひますけれども、総理にでも申し上げてもっと総合的にやつてほしいというふうに言わなければいけない問題かもしれないと思ひますが、きょうは環境庁長官に申し上げる時

間でありまして、ぜひ頑張つていただいて、後退しないように、ほかの省庁ときちつとできるよ

うにやつていただきたい、努めていただきたいと思ひますので、そのことについて一言御決意を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。環境行政につきましてもいろいろと御支援をちょうだいをいたしまして本当にありがたい次第だと存するのでございます。環境行政は先生のお話のとおり非常に重要な問題でございますので、各地方庁におきましても大いに力を入れていただくということで私も大いに力を入れておるところでございます。厚生関係と一緒になるといふようなことをおやりになるところも出てまいりまして大變に心配をいたしておるのでございます。なお、これからは私も力を入れて、環境行政に絶対におくれぬように、そして先取りをして進んでいくようにいたす覚悟でございます。

次に、下水道が非常に困つておるのじゃないかというお話、そのとおりでございます。ただ、これは日本人の考え方でございますけれども、水は三尺流れば清しというふうな考え方が日本人の頭の中に相当あるわけでございます。欧州の方の川と比べて流す速度が速いわけですので、こういうような点が下水道のおくれにつながつてきたのじゃないかと思つたのでございます。下水道の予算は実はここ十年ぐらゐで非常に大きく伸びておるのでございまして、今国の財政の問題でちょっとストップというか、余り伸びがございせんけれども、これは必ず伸ばしてまいります。現在河川と同じぐらゐの予算、それ以上の予算になりつづけるわけでございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○金子(み)委員 しつかり頑張つて下さい。これで質問終わります。ありがとうございます。○竹内委員長 次に、山本政弘君。○山本(政)委員 長官にちよつとお伺ひをしたいのですけれども、この法案を見て僕、びっくりしたので。名は体をあらわすというのかもわかりません。というのは、環境庁の關係するような法案をちよつと見てみましたら、公害対策基本法、自然環境保全法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、これ全部環境庁長官という言葉が入つていまして。下水道法は、所管は建設省だと僕は思つたけれども、これにすらちゃんと環境庁長官という名前が入つていまして。ところが、この湖沼法に環境庁という言葉が一つも入つていないのです。強いて求めたら、附則にある。あるいは、もう一つ文章の奥を考へれば公害対策會議の言葉がある。名は体をあらわすという意味があるかも知れませんが、僕はこれが湖沼法の中身の主体じゃないだらうかと思つたのです。こんなばかことはしないだらうかと思つたのです。環境庁の所管で出されたのは法の法律は全部長官もしくは環境庁のという言葉が入つてい

るのだけれども、少なくともこの湖沼法の中にはその言葉が入つていないのどういふことなのか、湖沼法の主体をあらわしているのじゃないかと思つたのですけれども、どうでしょうか、その辺をお考えを、大變皮肉になるかも知れせんけれども。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。実は、この湖沼法は環境庁が所管をいたしますので、環境庁長官ということが余り出ておりませんが、環境庁長官がすべてをやらしていただくの

でございます。ただ、これは内閣総理大臣がむしろおやりをいただくという、環境庁が所管をやらしていただく、こういう考え方で大きく考えております。

○山本(政)委員 今のお答えは後からかわりがありますから、大變重要なんです。それじゃ、自然環境保全法は環境庁所管じゃありませんか、そして、この所管の中には長官という言葉が入つていないのだけれども。○加藤(陸)政府委員 お答えいたします。先生のおっしゃるとおり、環境庁の所管でござ

います。

なお、一言申し添えますが、自然関係、特に国立公園の関係等は、実は環境庁ができません。相当前、戦前から法体系でございまして、その辺のつくり方が若干違つておるといふ点は御理解いただきたいと思います。法律所管は、現在、昭和四十六年以降は環境庁所管でございまして、

○山本(政)委員 では、瀬戸内法はどうなんですか。

○加藤(陸)政府委員 同じく、現在環境庁所管でございまして。

○山本(政)委員 瀬戸内法も瀬戸内海の水質を保全すること、湖沼法についても湖沼の水質を保全する。片一方には環境庁長官という名前が出ていて、片一方には名前が出ていない。僕が言いたいことは、名は実体をあらわすのじゃないかということをおっしゃるわけですか。

○佐竹政府委員 若干法律の内容面で重点の置き方の差異がございまして、この湖沼法におきましては、規制と同時に、下水道を初めとする各種公共事業を規制とあわせて計画的に、総合的に実施することに非常な意味を持たせているわけでございます。一方、瀬戸内法でも確かに同じような性格はあるわけですが、瀬戸内法では当時汚濁の原因のほとんどが臨海工業地帯よりの汚水による汚濁、そのウェットが非常に高かった、したがって規制が中心に仕組まれているわけでございます。この湖沼法におきましては、申し上げましたように、規制と事業を総合的、計画的に実施するための手続を仕組まして、というところになります。各省に対する関係では総理府の長としての内閣総理大臣を位置づけることが非常に手続的にもスムーズにいくというような観点もあつて、内閣総理大臣が前面に出てきているというところではないかというふうにも私は理解しているわけでございます。

○山本(政)委員 では、本論に入ります。前回の局長の御答弁の中に、この法案の指定湖沼となると考えられる湖沼というのとはいうこと

で、たしか岩垂議員が質問されたと思います。そのときにお答えになったのが、琵琶湖、霞ヶ浦、諏訪湖、安曇湖、中海、それから印旛湖、手賀沼、児島湖、相模湖、釜房ダム、そして、あと十カ所ぐらいをまた指定するつもりだというお話があつたと思うのです。間違つていたら指摘してください。

そこで、この答弁をさつた五つの湖沼の集水域で、例えば滋賀県とか茨城県とか、こういう各県が公害防止条例等によってどの程度の上乗せの規制をやっているのでしょうか、お聞かせいただけたらありがたいと思います。

○佐竹政府委員 現在、湖沼につきましてもC.O.D.によって規制が行われているわけでございます。御指摘のとおり上乗せがなされております。上乗せにつきましては二点ございまして、一つは、排水量のすそ切り。国の定めました一律基準では五十トン以上の排水を行う工場、事業場に対して規制がかけられておりますが、これに対する指定、もう少し低いものまで含めて規制がかけられているという実態がございまして。

それから、もう一つは、規制値でございまして、国の一律基準では平均値で二〇ppmを超えてはならないことになっていて、この中でございまして、これについて上乗せがなされております。具体的に申し上げますと、まず琵琶湖について申し上げますと、その排水量のすそ切りは三十トン、三十トン以上のものについて規制がかけられている。それから、霞ヶ浦では五十トン、諏訪湖では二十トン、印旛湖では三十トン、手賀沼では三十トンというところになっております。

それから、次に規制値の方でございまして、これは既設と、規制をかけられる際、既に存在していた工場、事業場と、それから新しく設けられる工場、事業場では若干数値に差がございまして、まず琵琶湖の場合で申し上げますと、これは業種によって違ひがございまして、平均規制値が二〇ppmから三〇ppm、霞ヶ浦でございまして、一五ppmから二〇ppm、諏訪湖でございまして、

一〇ppmから二〇ppmということでございます。印旛湖、手賀沼につきましては、その規制値の上乗せはございません。

それから、新設につきましては、琵琶湖の場合には既設と同じく平均値で二〇から三〇ppm、霞ヶ浦については一〇から一五ppm、諏訪湖は一〇から六〇ppmということでございます。

いずれも全国一律基準よりはかなり厳しい数値になっているわけでございます。一般的な傾向といたしましては既設のものより新設に厳しい、こういう傾向があるわけでございます。

○山本(政)委員 そこで、環境基準をクリアしているところはありますか。

○佐竹政府委員 湖沼につきましてはC.O.D.で環境基準値が定められておるわけでございます。それから、たゞいま設備で挙げましたような湖沼については、基盤設備がいろいろも環境基準を大幅に上回つておる現状でございまして、クリアしているものはございません。

○山本(政)委員 相模湖もそうですね。

○佐竹政府委員 相模湖につきましては、これは河川当りではございまして、湖沼としてはございせん。B.O.D.につきましては環境基準が二ppmで、それに対して一・九ppmというところで、B.O.D.に限って見れば辛うじてクリアしておるわけでございます。しかし、同湖沼におきましてもアオコの発生等、C.O.D.の値がかなり高くなつておまして、C.O.D.を適用した場合にはその環境基準をクリアできるかどうか、若干懸念されるところでございまして。

〔委員長退席、福島委員長代理着席〕

○山本(政)委員 ということになる、つまり水質汚濁防止法では既に湖沼は救えなくなつてきて、あるいは救えなかった、こう言つていいわけですね。僕は、そういうことを考えれば、これは行政の怠慢と言つてもいいと思ふのです。おっしゃる通りに、地方が上乗せ基準をやつてきて、要するに排水基準を定めてその浄化を図つてきたけれども、それでも汚濁はとどまらなかつた、だから湖沼法を今度はつくると言えればそれまでなんですけれども、そういう現状に対して環境庁は一体どういうふうな御認識なさっているのですか。どなたかの発言がありましたけれども、白書にもやはり書いてあります。湖沼というのには要するに非常に低水準にある、こう言っているわけですね。そういう点、どういうふうにお考えになっておりますか。

○佐竹政府委員 まことに遺憾ながら、御指摘のとおり、全国の主要な湖沼について環境基準がクリアできていないという状況にございまして、そのできていない原因の一つには、汚濁の原因としては、産業系の排水と並んで生活系の汚水のウェイトがかなり高いわけでございます。その中で特に窒素、燐というものが湖内で内部生産を行つて、外部からの流入を規制しても湖自身で水質を汚濁させる物質を生成するというような状況があるわけでございます。

このような現状にかんがみまして、私どもとしてはまずこの湖沼法を御提案申し上げまして、その水質保全計画の中で規制と並んで事業を位置づけまして、国と地方公共団体、それも環境庁がインシテブと申しますか、リードいたしまして、各省に御協力をお願いいたしました。建設省それから農林水産省、場合によっては通産省の御協力もいただきまして、各種施設の整備による生活系汚水対策を進める、これが一点でございます。それから、産業系の汚濁につきましても、新増施設については従来の濃度規制に加えて負荷量、トータル一日当たりの汚濁流入量の規制を行いたす。それと同時に、水質汚濁防止法に基づいて窒素、燐についても規制を行う、こういう三本の対策を用意いたしまして現在の状態を開閉してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○山本(政)委員 局長の御答弁のだけれども、私はわからないのです。例えば滋賀県、茨城県、こういうところでC.O.D.についてそれぞれの公害防止条例による大幅な上乗せ規制をやつてい

ますね。この数字は国の規制に比べてみたら大変厳しいと思ふのですよ。例えばCODにして

みて、これは茨城県の公害防止条例によりますと、霞ヶ浦は日間平均が新設のもので一〇、既設のものが二〇、そういうふうに非常に厳しくなっているわけですが、そして窒素やリンについても滋賀県あるいは茨城県は富栄養化防止条例を

設定して排出規制をやっていますね。だから、この法案による規制によって一体どれだけの効果が期待できるのか、そういう意味では非常に疑問に思っているわけです。と申しますのは、滋賀県とか茨城県、その他の県においてもそうでしょう、多少厳しい、多少緩やかであるということはあるにしても、湖沼法で規制しようとしているものはすべてやっているわけです。今のあなた方が

お出しになるうとしてこの法律以上の厳しさでやっているにもかかわらず、依然として実態は改まっていけないことになったら、一体水質というものが保全できるのだろうか、きれいな水になっていくのだろうか。しかも、窒素、リンについてもやっていたら、こういうお話がありましたけれども、五十八年の一月、中公審に諮問いたしました、いつ答申が出るのですか。こういうものが

出ていないにもかかわらず、そういうことをやりたいという意思は認めますけれども、まだ答申も出ていないというように、あなた方がおっしゃるような浄化というものを果たして期待しているのだろうか。そうすると、私はそういう意味では非常に期待できないという感じがするのですが、そういう点はどうなのでしょう。

準の二倍ないし三倍の値に現状はなっているわけでございます。

そこで、この事態をどういうふうに打開するかということでございますが、まず規制の面でございしますけれども、琵琶湖、霞ヶ浦について申し上げますと、特に比較的実施の時期が早かった琵琶湖につきましては、横ばいから若干改善の兆しが見えてきたという報告を受けているわけでございます。霞ヶ浦につきましても、まだ二ないし三年でございしますけれども、少なくともこれ以上の汚濁の進行は完全にとまった、こういうふうな報告を受けているわけでございます。

これに加えて、若干細かい技術的な点でございしますけれども、これも従来それぞれの県でやっていたことであると言えはそれとおりでございますが、畜舎あるいは養魚場に対する規制措置というものが一応今回の湖沼法で用意したわけでございます。それからまた、水濁法では適用にならない小規模な尿浄化槽あるいは病院というような施設に対しての規制も一応できるように措置したということがございします。さらに、それに加えて今回の法律で運用上私どもが一番期待しておりますのは、要は琵琶湖についても霞ヶ浦につきましても諏訪湖、印旛、手賀にいたしまして、生活系汚濁対策をどうやって進めるか、こういうことでございまして、これについては各種公共事業等をできるだけ重点的にそこに集中していくという対策が必要になってくるわけでございます。先ほど内閣総理大臣は出てくるけれども環境庁長官が出てこなかったじゃないかという御指摘を受けたわけでございますが、実はこれは県知事に水質保全計画を樹立させまして、県内各部で十分相談して一応案を決める。もちろん市町村長の御意見も聞く。それを中央段階に上げてまいりまして、先ほど御指摘のように公害対策会議の議を経るわけでございますが、経るに際しましては環境庁から各公共事業所管官庁に御協議を申し上げるわけでございます。各省それぞれ予算配分については一定のルールなり何なりあるわけでございます。

すが、その中で重点的な湖沼については特に御配慮いたたく、そのことを前提にして県の立てました計画に対して同意をするわけでございます。このような措置を講ずることによって、従来県だけでやっておりました時期に比べれば、いわば各省の事業予算を湖沼の水質浄化という目的のために計画的、総合的に使っていくことができるようになるのではないかと。もちろん、今までもそういう機能はないわけではなかったわけでございますが、縦割り行政の弊がなかったとは言えないわけでございます。そういうことを改めまして、こういう非常に財政の厳しい時期でございますが、既

存の予算をできるだけうまく活用してそういう仕組みをつくっていくところに、私ども、この法案をお認めいただきました場合にはその運用の重点を置いていきたい、その点につきまして、先般のこの御審議の際にも各省からお答えいただきましたように、各省も協力する旨の御発言をいただいたわけでございします。大変難しい問題ではございますけれども、そのようなことによって改善を図ってまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 この法律が行おうとしている湖沼の特定事業場にかかわる排水の規制の基準、これはどういうふうになっていきますか。

お断りしておきます。僕の質問は一分以内ぐらいでやっているつもりですけれども、局長は五分ぐらいかかっているから短く……。

○佐竹政府委員 これは省令で私どもが基準をつくることになるわけでございますが、一日当たり何トン排水するか、その排水量の多いものほど厳しくなるような、そういう規制基準を決めたいというふうに考えております。

○山本(政)委員 つまり、汚濁負荷量というのがありますね、これを一体どういうふうに出しているのかというのを聞きたいのです。

○佐竹政府委員 これは濃度掛ける数量ということになるわけでございます。当該特定施設から

どれだけの濃さの水が一日何トン出るかということとでその一日当たりの総量を把握する、こういう仕組みをとっておるわけでございます。

○山本(政)委員 そうすると、水質汚濁防止法の濃度規制と違っている点は、要するに今お話があったように、汚濁負荷量による量の規制によるということですね。そうすると、これは事業所によって異なってくるわけですね。それが一つ。

それから、もう一つは、水質汚濁防止法による規制に比べて一体どれくらい強化になるのだろうか。つまり、私の言いたいことは、水質汚濁法による防止というものが、それに比べて一体どれくらい規制が強まるのだろうか、この辺いかがでしょう。

○佐竹政府委員 当然のことながら各工場、事業所が出します排水量によって規制値に違いが出てくるわけでございます。

それから、第二点のどれだけの差が出てくるかということでございますが、濃度規制でございますと、いかに量が多くなっても、瞬間瞬間の濃度さえ規制値を満たしておれば問題にならないわけでございます。したがって、一日当たりトータル量としては、薄いもののがかなり大量に蓄積されると汚濁はふえるわけでございます。そういうことは防止できる、こういうことでございします。

わけでございますが、これは届け出の際に一日何トン排水するというものを届け出させるわけでございます。その数値を基準にいたしましてチェックする。それから、では実際にそれを運用した場合どうなるかということでございますが、これは例えばその操業度等を見ておまして、生産量が非常にふえている、操業を活発にやっていると、そういうときにはその届け出た数値を上回るおそれが出てまいりますので、立入検査等によってチェックする、あるいは報告聴取義務をかけることによりましてチェックする、こういうふうな仕組みで運用してまいりたいと考えております。

○山本(政)委員 そうすると、この法律によれば新設のものだけですが、既設のものはどうなんですか。

次

○佐竹政府委員 一時的には既設のものについては従来の水濁法による濃度規制で対応する、こういうことでございます。

○山本(政)委員 そうすると、新増設のものだけを規制することによって浄化が期待できるというふうにお考えになっておられるのですか。

○佐竹政府委員 一時的にそのような措置をとります、不十分である場合には、この湖沼法におきましては総量規制の適用ができるような仕組みになっておりまして、その規定の発動を図ることを考えたいと思っております。

○山本(政)委員 私は冒頭に申し上げたように、何年たってもきれいな湖沼ではないか、BODにかきかたがた、相模湖ですら、BODについて辛うじて達成はしているけれども、そのほかアオコが発生したとか何とかということがある、ますます汚濁というものは深まっていくなというところになれば、新設だけではなくて既設のものに対してもやはり今から規制をすべきだ、私はこう思うのです。そうでないと、すっぱり底が抜けているのじゃないかという感じがするのです。状況を見てから、そして総量を規制いたしますというのでは、これは事態としては遅過ぎるのじゃないかということなんです。だから、冒頭

に私はそういう質問を申し上げたのですけれども、一体あなたのおっしゃるようなことでござい

すか。

○佐竹政府委員 お言葉を返すようではござい

すけれども、産業系の汚濁負荷というのは、既に御説明いたしましたように、全体の中で五割以下

でもありません。そうしますと、生活系の汚濁負荷対策をこれに合わせることにして、新増設の規制だけでも改善が図れるのではないかと、もちろん数カ年

以内に環境基準を達成できるといふようなことを申し上げるつもりは毛頭ございせんけれども、

そのように考えているわけではございまして、最初からすべての施設に総量規制をかける必要は必ずしもないのではないかと、かように考え、判断して

いるわけではございまして。

○山本(政)委員 生活系というお話がありましたけれども、建設省の方、お見えになっていま

すか。――僕はちょっと驚いたのですが、資料をいただいたのですが、いただいた資料が間違っているような感じがするのです。これは環境庁がつく

った「主要湖沼流域の下水道普及状況」、琵琶湖については普及率八〇％、流域人口が多少違っています、これは一年後のことですからいいのですが、諏訪湖なんです。建設省からいただいた流域人口は八十一万六千人、五十七年の達成率が四五

％になっておられるのです。これは五十七年度末なんです、環境庁の資料は五十八年三月になってお

って、諏訪湖は流域人口が十七万、八十一万じゃありませんよ、達成率が三〇％になってい

る。僕が言いたいことは、もし、この資料が事実だとすれば、下水道なんというものの普及率は諏訪湖に聞いている言わなければ非常に悪くなっていますね。これはどっちが本当なのか。

【福島委員長代理退席、委員長着席】

もう一つ、建設省の方に申し上げたいのは、きのういただいたのとけさいただいたのとまた数字が違ふんだな。そういうずさんなことは困るので

すよ。環境庁の方の資料が正しいのか建設省の方

が正しいのか。なんだったらこれ差し上げますけ

れども。

諏訪湖に限りますけれども、下水道の普及率は大幅に悪くなっているのです。諏訪湖は五十七

年に四五％だったのが五十八年には三〇％の普及率に下がっているわけですね。ということになる

と、話はもとに戻るようになりますけれども、ど

うでしょうか、既設のものを規制するぐらいのこ

とを今のうちからやらなければ大変なことになる

のじゃありませんか。

○辻説明員 お答えします。

昨日御提出申し上げたのとけさのと資料が違う

ようではございまして、慌てて書きまして非常に申

しわけでございます。流域内人口につきましては

は、昨日お出ししましたのをけさお渡ししました

のに間違えて書いておるようではございまして、私

どものデータでは諏訪湖の流域内人口は十六万二

千というところでございまして。それから、普及率の

とり方でもございまして、私も、諏訪湖流域

として上流になりますけれども、白樺湖も含めて

おりまして、この処理人口の中に若干観光人口を

カウントしているようではございまして、定住人口

につきましてのデータはちょっと今整理が間に合

わなかったというところもございまして、後でま

た環境庁さんの方と調整をしてみたいというふう

に思っています。

○山本(政)委員 まあミスだということをお認め

になればいいのですが、中公審の答申

で、湖沼特定施設設置について、瀬戸内法です

な、これに準ずる手続が必要であるということが

出ております。これは瀬戸内法の第五条一項の

許可制と第六条の許可基準を定めること、また許

可に当たつてのアセスメントの実施、これは第五

条の三項だと思ひますが、及び一定の範囲におけ

る住民の参加が必要である、こういう規定を盛り

込むべきだとしておられるのです。

環境庁は当初許可制を導入することにしてお

たはずであります、なぜ届け出したのだらう

か。先般局長は、これが最高の法案であるとお

っしゃったのですが、これも環境庁の資料であり

ます。自然環境保全法、原生自然環境保全地域につ

いては環境庁長官の許可制になっております。自

然環境保全地域については、これも環境庁長官の

許可制になっておる。特別地域ですね、これは。

自然環境の特質に即し、特に保全を図るというこ

とで許可制になっておる。普通地区においては、

保全地域のうち特別地区以外としておられるので

す。重要度から言えばこれは第二次的なものにな

るだろうと思ひますが、これは届け出制になって

いる。自然公園法についても。先ほど問題

にありましたけれども、森林法も許可制であり

ます。私は森林法についてダイオキシンのことを質

問しようと思ひましたけれども、そのために林野

庁にも聞きました。ついでに森林法の許可制につ

いて届け出制というものとどう違うかということ

も聞きました。なぜ許可制にしたのか。重要度が

高いか低いかにして問題があるから許可制にし

たのでありますという御返事でありました。都市

計画法についても許可制、都市緑地保全法につ

いても許可制、そして建設省の方にもせんだって

お伺いしたけれども、河川についても、第三節「河

川の使用及び河川に関する規制」については二十

三条以下二十九条までたしかあったと思ひます

けれども、これも許可制であります。

つまり、一般の社会的通念からすれば届け出制

よりも許可制というのが重要と認められるべきだ

と思ひます。

許可

制だ

と言

うの

届け

出制

にした

のか。しかも、こ

れをも

って

許可

制と

同じ

よう

にカ

バー

がで

きる

んだ

から

許可

す。道はた資料です。何たるなら訪ねてみてほしいのですよ。通産省の主張する、要するに中小企

る。それだけ重要であつたには——許可制と肩に
出制といふものは法の性質の中に考え方の違いが

しかし、電線一つ未だにわたらないところがある。瀬戸内法と比較しますと、この湖沼法というの

ていたといふ実態がある材料でございませう。河沼
につきましては、幸いほとんどそのような実態に

ないというところから、公有水面埋立法でも、環境保全に配慮すべきであるという承認の要件になっておりますので、そのように考えているわけでございます。非常に難しい問題ではございますが、私どもは、湖沼の水質浄化の一番ポイントはいかにして各省にばらばらに措置された予算を集中的に湖沼浄化のために使っていくか、ここが、先ほど大臣も御答弁申し上げましたけれども、湖沼の場合にはやはり一番ポイントではないか、かように考えているわけでございます。もちろん、規制がいかげんでいいというわけではございませんけれども、そのような点を御理解いただきたいと思ひます。

○山本(政)委員 通産の方に出席を願っておるようですが、大変申しわけないのですが、時間がありますので、御勘弁願ひたいと思ひます。申しわけありません。

この湖沼法で、五年ごとに定める湖沼水質保全計画は、一号にある「湖沼の水質の保全に関する方針」で、この計画というものは一体どういうふうに策定されるのだろうか。それをまずお伺ひしたいわけだ。

それから、今のCODに関する環境基準及びその達成時期はどうなっているのか。琵琶湖とか霞ヶ浦とか十の湖沼がありますね。この達成時期はどうなっているかということなんです。

○佐竹政府委員 それでは、達成状況について御説明いたします。

琵琶湖について申し上げますと、五十七年度の水質でございますが、北湖については1ppmに対して2.6ppm、南湖については1ppmに対して3.9ppm、霞ヶ浦については3ppmに対して1ppm、諏訪湖については3ppmに対して8.3ppm、安曇湖については3ppmに対して5.6ppm、以下、印旛湖は三に対して一五、手賀は五に対して二五、児島湖は五に対して九・八、釜房ダムは一に対して二・七、かよ

うな状況になっているわけでございます。○山本(政)委員 要するに、達成されてないわけでしょう。

そこで、環境基準及びその達成時期がどういうふうになっているかといへば、これは恐らくお手元に資料があるだろうと思ひますが、琵琶湖の南は四十七年四月六日、五年を超える可及的速やかというところで考えられていると思ひます。北については四十七年四月六日、直ちに、こうなっている。霞ヶ浦については四十七年十一月六日、五年を超える可及的速やか。手賀沼も同様でありまして、四十五年九月一日。印旛沼も五年以内で可及的速やか。諏訪湖は四十六年五月二十五日、五年を超える可及的速やか。児島湖は四十六年五月二十五日、五年を超える可及的速やか。安曇湖は四十八年六月二十九日、五年以内で可及的速やか。中海は四十七年十月三十一日、五年以内で可及的速やか。釜房ダムは四十七年四月二十八日、直ちに、こうなっているんだが、この達成ができていないということなんです。僕に言わせたら、結構困難であるということなんです。そういう中で、今言ったように、既設のものも含めてというふうなことを言うのは、問題点が出ているのだから、私は思ひますが、保全計画にある水質保全に関する方針に環境基準の達成時期は明示されるのですか。その点を聞きたいのです。これが一つ。

それから、今度の場合、五年ごとになつてくるのですが、五年ごとに何回繰り返すつもりなのか。それは難しいと思ひます。しかし、五年だつて二十回繰り返したら百年たつわけですから、一体いつまでにこういうものについて一応のめどを達成していけるのかというお考えだけは聞かしてほしいと思ひます。そうでなければこの法案の意味がないのです。

○佐竹政府委員 御指摘の点は今後各湖沼ごとに水質保全計画を策定する際の一番問題点でございます。私どもとしては今後の人口の伸び、それから工業生産の伸び、こういうものから、一体そ

れぞれの湖沼の汚濁負荷が将来どうなつていくか、それに対して、一方規制措置によつてそれをどのくらいカットできるか。それからまた、生活系汚濁負荷に対して、これは例えば下水道をやるのに現在一人当たり百万円かかっているわけでございますが、それから考えますと、予算の伸びを見れば大体どのくらいやれるかわかるわけでございます。そのようなことを検討いたしまして将来の目標値を決めていきたい。そうなりますと、当然のことながら一つ一つ詰めてみないと、はっきり申し上げられませんが、私も現在、恐らく先生の御議論になられた湖沼についていへば、五年以内に達成するというのはほとんど難しいだろうというふうには判断を立てるわけでございます。いつまでかというのには、一つ一つ詰めた上である程度のおおよその時期をお示しするようなことにしたい、かように考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 時間がないからあれですが、僕は、要するに先ほど申し上げたように、長官の勧告権も助言もできない、そういう文言すらここにうたわれないということに大変疑問を感じるのですが、もしという言葉を使ひましよう、もしこの法案で期待できるものがあるとするならば、僕は都道府県の知事が策定する湖沼水質保全計画だと思ひます。これしかないのですよ、ここで救いがあるとするならば、しかし、これだつて内容いかんによつてはもう絵にかいたもちになる。そういうおそれがあるだろうと僕は思ひます。すね。だから、長官が御答弁なさつたように、この水質保全計画については内閣総理大臣が同意するということなことで、内閣総理大臣に責任をおつかせたいというんではありませんよ、それほど重要だということであるならば、そして内閣総理大臣が主宰をする関係各省の大臣の公害対策会議の議を経なきゃならぬと思うんだが、私はそこ

に大きな意味があるだろうと思うのだが、そういうことについて、これは建設省の方もお見えになつておるし、通産省の方もお見えになつてい

ね、これはきちんと御協力を願ひますか。この二省の方、何か決意のほど、お考えを聞かしていただきたい。ちゃんと予算についてこれだけのことをやるのだ。あなた方は許可制から届け出制にやつたわけだから、建設も通産もそれだけの責任をお持ちにならなきゃならぬわけだ。お答えください。○咲山説明員 通産省といたしましては湖沼の汚濁の防止は非常に重要な緊急課題というふう

に心得ておりますので、環境庁とも御相談の上、ぜひ適切に対処してまいりたいと思ひます。○緒方説明員 建設省の方針について御説明申し上げます。

建設省といたしましては、従前より河川、湖沼の水質の浄化につきましては非常に重要かつ緊急な課題だということで取り組んでまいっております。したがひまして、私も建設省所管事業にかかわる行政の手法をいろいろ駆使いたしまして地方公共団体の定めます湖沼水質保全計画、これな

んかに十分協力してやつてまいりたい、このように考えております。○山本(政)委員 そういうことで、自信を持ってやつてくだされば、僕が非常に不満なのは、要するに各種審議会で、ほとんどの審議会というのは、政府はその審議会の答申というのを拳服膺しているのですが、公害の問題については問々答申が守られておらぬというか、ゆがめられておるといふか、そういうことに対して僕は大変心外なんです。そういう意味では長官、ぜひ自信を持って頑張ってください。そうしなきゃ困るのは流域の住民であるということです。お願いいたします。

○竹内委員長 午後二時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後二時一分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 湖沼法の質問に入る前に、きょう午前中も話題になっておりましたダイオキシンの問題に関して若干質問をしておきます。

まず、端的にお答えください。そして、午前中の答弁とダブって答弁する必要はございませんから、それ以上のことに關して、ぜひ御答弁いただきたい。

まず、この除草剤、いわゆるダイオキシンの、これを廃棄するに当たって条件がございましたね。その条件を簡単に言うていただいて、この条件をつくった人と条件を実行しなければならなかった人、それからちゃんと実行したかどうか、現実はどうなのか、それを端的にお答えください。

○小澤説明員 2・4・5T系の除草剤の処置の指示を私もいたしたわけでございますけれども、それがつくったかということ——私どもの立場は、いわゆる国有林野事業の実行ということでお答えさせていただきますが、今回の指示の通達につきましては、林野庁長官が官林局長に指示しておりますので、その通達は林野庁長官が作成したということになるわけでございます。ただし、この通達には、今回、標記薬剤の廃棄についての処分方法を厚生省等関係機関と打合せのうえ下記のとおり定めたので、危被害の防止に十分留意のうえ慎重に実施されたい。このように書いてございます。その処置につきましては、林野庁といたしまして、現地の官林局並びに官林署において処置をいたした、このようにならうかと考えております。

○竹内(勝)委員 その具体的な通達をちゃんと実行しましたか。

○小澤説明員 これらの措置につきましては、通達によりまして適正に実施されたものと考えてはいるわけでございますけれども、なおその事態につきまして、現在、鋭意調査を進めているところでございます。

○竹内(勝)委員 事実、具体的に実行していればこんなことにならぬのじゃないですか。あなたの

考え方……

○小澤説明員 確かに先生おっしゃいますように、私どももいたしましては、先ほどの指示いたしました通達につきましても、十分検討の上、通達をつくりまして、また、それによりまして指示もいたしておりますので、それについて適切に実行されたというように考えてはおったわけでございますけれども、現実には、問題点も提起されていることも事実でございます。その点につきまして、年数が経過している点もございまして、私どももいたしましてはそれを即明確にすることはできない点もございまして、とにかく現地ににおろしまして再度その実施上の確認を現在行っているところでございます。

○竹内(勝)委員 具体的に実行されればこんなふうにはならぬでしょう。あなたの見解、あなたは今どう思っているのか。

○小澤説明員 このようにというのは愛媛県宇和島の措置の件ということかと思われましますけれども、この問題につきましましては、現在、現地の実施機関に対しましてどのような措置をとったのかということもあわせて調査しておるところでございます。

○竹内(勝)委員 そうじゃない。調査をせよということを言っているのじゃなくて、あなたの見解を聞いているんだ。なぜ調査しているのか。そう思ったから調査しているのじゃないか。それを聞いている。

○小澤説明員 見解と申しますか、処理方法につきましては確かに私どもが指示いたしましたものとは異なっておりますかというように考えております。○竹内(勝)委員 環境庁にちょっとお伺いしておきますが、環境庁としては四十六年に廃棄処分するということはいくつ知りましたか。

○佐竹政府委員 当時正式な協議があったという記録は残っておりません。したがって、今回の事件におきまして初めてそのような処理がなされたということを知りました。○竹内(勝)委員 厚生省はこの問題をいつ知りま

したか。

○小林説明員 お答えいたします。今回の件につきましては新聞報道で拜見をし、四十六年当時の事情につきましては現在調べておるところでございます。

○竹内(勝)委員 これは問題があるということの使用禁止になって、そして廃棄処分したわけですから、当然厚生省はこれに対しての見解があるのじゃないですか。これはよくないということで使用禁止にしたというそのところの状況を説明してください。

○小林説明員 使用禁止につきましては私どものところではございませんが、当時、廃棄物として処理をするのについて御相談を受け、見解を示しておるかと思ひます。当時どのような検討をし、厚生省としての意見を申し上げたか、当時の書類等を現在調べておるところでございます。

○竹内(勝)委員 では厚生省、当時の模様を調べ次第、私に資料を報告してください。

○小林説明員 状況が判明次第、御報告に上がります。○竹内(勝)委員 林野庁にお伺いしますが、厚生省との詰めは当時どうなっていましたか。

○小澤説明員 現在のところ、その詳細については、明確に私、把握してございません。○竹内(勝)委員 では、同じく林野庁にもそれを要望しておきます。当時の状況を判明次第、私にその資料を提出してください。これは答えなくていいです。——それ、いいですね。ちょっとうなずいてください。いいですね。

それから、このダイオキシンに關して、いつ、どこへ、何カ所ぐらい捨てたか、廃棄処分したか、説明してください。

○小澤説明員 ただいまの御質問につきまして、私どもの方は、全国各地に実施機関が散在しているということもございまして、いつ、どの程度、どこへというようにございまして、現在調査をいたしているところでございます。

すから、全国かなり多いと思ひますが、二、三カ所じゃない、あるいは数十カ所、ちょっとわかりませんが、その程度はどういうふうになっていま

○小澤説明員 二、三カ所か数十カ所かということになりますと、その多い方の部類に入ると考えております。

○竹内(勝)委員 そうすると、ほとんど各県が関連してくるやうかと思いますが、例えば関西あるいは四国あるいは中部、北海道等の方面に分けて、今申し上げたところにはほとんど入っておると自覚してよろしいでしょうか。

○小澤説明員 この2・4・5T系の除草剤は、その使用範囲は、いわゆる広葉樹のような灌木類でございますと、かつる草類に非常に有効であると当時されておりましたために、使用の範囲が、どちらかといひますと南の方に多かったのではないかと考えておりますけれども、いざにいたしましても全体的な使用状況等につきまして現在調査をいたしているわけでございます。

○竹内(勝)委員 そうすると、南の方、私ちょっと聞いたところによると中部の方、例えば長野県など入っていませんか。

○小澤説明員 入っているかと考えております。○竹内(勝)委員 そうすると、今入っているかという言い方ですが、要するに廃棄処分をしたために入っている、こういうことですね。もう一度確認しておきます。

○小澤説明員 使用した実績があると考えておりますので、したがって廃棄処分も行われてい

○竹内(勝)委員 ぜひこれは、私この後湖沼法の問題も質問をいたしますが、こんなのが湖沼や河川へ流入してきたら、もう湖沼法も何もあつたものではない。どうしようもありません。現在調査中と言うが、いつまでにこの調査を、いつ、どこへ、どれぐらいの量を捨てたかが明確になるか、御答弁ください。

○小澤説明員 現在、鋭意調査を進めているところ

ろでございまして、私どももいたしましては、この問題は非常に重要でございまして、極力早く調査をいたしまして、対応をまた考えてまいりたいというふうに思っております。それで、今現在におきましていつまでと言うことはちょっと難しいわけでございましてけれども、とにかくでき得る限り急ぎましてまとめたい、このように考えておるわけでございまして。

○竹内勝委員 できるだけかそういう答弁では国会ではあかんのだよ。例えば一週間以内とかあるは一カ月以内とか二、三カ月とか、もうちょっと具体的に。

○小澤説明員 もちろん一カ月、二、三カ月というようなことを考えておりませんで、とりあえず処置をした場所でございますとか数量的な問題でございまして、そういうものにつきましてもは近近のうちに明らかにしたいというように考えておるわけでございまして。

○竹内勝委員 ぜひお願いします。

それから、厚生省にもう一点伺いしておきますが、このダイオキシンにかかわるといったらちょっと語弊がありますが、現在いわゆる除草剤が使われておりますね。厚生省としてはまず除草剤に關して、どういう形態のものならば大丈夫だと確認しておるのか。

○菅原説明員 農薬の登録については私どももやっておるわけでございまして、現在使われている農薬につきましては農薬検査所で厳正な検査をやっておりますので、農林水産大臣の登録のある除草剤であれば安全だというふうに考えております。

○竹内勝委員 副産物としてダイオキシンが出てくるわけですが、この2・4・5Tの除草剤はダイオキシンというものがでてきて、猛毒である、こういうものではないかと、そういう形態以外のもの、そういうものが、ただ農林省としてよいというものがなくて、厚生省としてこういう形態のものならば除草剤として適しておるんだということを説明してください。

○竹内委員長 厚生省にお尋ねですか。――厚生

省、答弁ありますか。

○小林説明員 私、環境整備課長でございまして、業務局で扱っておりますので、ちょっと私、お答えできる立場にございせんので……。

○竹内勝委員 それじゃ、厚生省としての見解を後で資料にして私に提出してください。

そこで、林野庁にお伺いしますが、現在は除草剤の形態はどういうものが使われておりますか。

○菅原説明員 現在でも、いわゆる塩素系の除草剤も使われております。しかしながら、ただいま問題になっておりますダイオキシン、私どもその中で最も危険なものは2・3・7・8のTCDDだというふうに承知しておりますが、そういうものが入っている農薬は現在登録しておりません。現在登録している農薬については、すべてこの2・3・7・8TCDDが入っていないという確認をしておりますので、そういう面から私、先ほど申し上げましたように、現在の農薬は安全である。したがって、今ここで個々の銘柄を申し上げる資料を持っておりませんけれども、そういう意味で全般的にお答えしているわけ

でございますが、登録のある農薬は安全だというふうに確認してございまして。

○竹内勝委員 農林省、もう一度だけ伺いしておきます。なぜ安全だと確認できたのか、そのプロセス。こういうようにして調査した結果安全なんだと現在使っております。これはまた後にたがって、どういふことで安全性が確認できたのか、もうちょっとわかりやすく説明してください。

○菅原説明員 私ども、現在農薬登録するに際しましては、動物実験、それから化学分析等、毒性、それから物理化学性についてそれぞれ検査をしていただいております。特に毒性につきましましては、農薬に使用します原体をトータルいたしまして二年間の長期慢毒試験をやるといふようなこととにしております。その動物試験の結果安全で

あるということを確認したものを登録するわけでございまして。したがって、そういう安全性の評価は専門家がやっておりますので、そういう面から安全だというふうに申し上げておるわけでございまして。

また、ダイオキシンにつきましても、先ほど申し上げましたダイオキシン全体としましては、七十五種類あるというふうに言われているわけでございましてけれども、その中の2・3・7・8TCDDをダイオキシンというふうに略称で呼んでいるわけでございまして。したがって、非常に危険だと言われる2・3・7・8TCDDにつきましましては検査の過程で含まれていないということを実際に確認しているわけでございまして、そういう面から安全だというふうに申し上げている次第でございまして。

○竹内勝委員 環境庁に要望しておきます。この問題は、この後湖沼法案に關して私、質問を行います。非常に大事な問題でございまして。近くに飲料水の水源、民家などがなく、そういう離れた峠筋近く、こういうような表現でございまして。詳しくはわかりませんが、そういうところ

に捨てなければならぬという通達が出ているようにも伺っております。今林野庁から伺いたいしますと、二、三カ所なんでものじゃない、数十カ所、それ以上になるのかよくわかりませんが、何しろ数多いところへの廃棄があることが今確認されました。そうなりますと、日本は至るところで河川も湖沼も飲料水水源にしています。これは大変なことではございまして。ぜひ、その場所

に關しては、それから実態に關しては環境庁としても早急に調査をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

○上田國務大臣 お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、この除草剤の廃棄に關しましては非常に影響が大きい、重大な問題であるかと私も考えております。したがって、この点につきましまして林野庁の方、また厚生省の方とも、また関係の省ともよく打ち合わせをいたしま

して、そして、その実態を把握するとともに、被害の起こらないように処置をしていきたいと私も決意をいたしております。

○竹内勝委員 それでは、湖沼の問題に關してお伺いいたしますが、まず湖沼水質保全計画に關してお伺いいたします。

湖沼の汚濁の原因は多様でございまして。湖沼の水質保全対策を、現行の水質汚濁防止法で規制している特定の工場、事業場など比較的大きな発生源からの規制措置のみに頼ることは限界がござい

ます。これはもう御承知のとおりでございまして。〔委員長退席、副委員長代理着席〕そこで、今回のこの特別措置法における湖沼水質保全計画の策定及びその達成の推進のための各種施策の実施、これが最大のポイントではないか、こう思います。

まず、この湖沼水質保全計画において定めるべき内容はどのような見地から考えておりますか、お答えください。

○佐竹政府委員 法律によりまして、第四条に湖沼水質保全計画について規定がございまして、湖沼水質保全計画において定めるべき事項といたしましては、湖沼の水質の保全に關する方針、それから下水道等施設の整備事業に關する事項、それから水質保全のための規制その他の措置に關する事項、それから、その他必要な措置、こういうことになっておるわけでございまして。

そこで、まず湖沼の水質の保全に關する方針でございまして、これは計画の目標、それから計画の期間、それから治水、利水、水産等、公益的機能との調整、こういうことを記述することになるわけでございまして。さらに、施設の整備に關する事項でございまして、下水道等については、処理人口あるいは処理場の整備等、それから、し尿処理施設等の整備についても大体同様でございまして。さらに、必要があれば、高度処理導入の方針等についても規定することを考えておるわけでございまして。それから、規制その他の措置でございまして、

これにつきましては、汚濁負荷量の規制の基本的な考え方、それから測定監視のやり方、それから湖沼法に基づく規制措置のとれる以外の家庭排水対策あるいは畜産排水対策、養殖漁場対策、こういうものがうたわれることになるわけでございます。

いずれにいたしましても、湖沼水質保全計画は都道府県知事さんがお立てになるわけでございますが、国の定めます基本方針に基づいて定めることとなります。基本方針では、これは二条の三項にございまして、私どもは湖沼の特性と汚濁原因に応じた均衡ある水質保全対策を適切に講ずることを基本理念として定めることになっておりまして、そのような思想は、規制と施設の整備、これは両方バランスをとって進められる、かようなことが水質保全計画の中でも十分配慮されることになる、かように考えておるわけでございます。

○竹内(勝)委員　まず、指定湖沼の水質保全をするための規制基準を定めなければならぬ、こうしたのはどういふ見地からか。

それから、湖沼特定事業場につきましては、新増設のみに対象を絞りましたね。それはなぜですか。

○佐竹政府委員　現在、湖沼周辺の特定施設につきましては、濃度規制が行われておるわけでございますけれども、そのみでは湖沼の水質保全あるいは改良のためにどうも十分でないという見地から、新増設施設に限りまして、一日当たり何キログラムまで汚濁物質を排出できるかという負荷量規制措置を講じたわけでございます。

さらに、何ゆえ新増設施設に限ってそのような措置をとったのだ、こういう御質問でございますが、この点につきましては御案内のように、現在、湖沼の汚濁原因のうちには産業系の工場、事業所からの汚濁物質の排出もさることながら、生活系の汚濁のウェイトが大きいわけでございます。さしあたって新増設施設について負荷量規制すれば、その他の措置とあわせれば一応目的が達せられるのではないか、そのみで不十分

であるという場合には、既存施設も含めて総量規制を実施できる手続については、湖沼法自身においてその手続を簡素化しておりますので、かかる規制だけでは不十分な場合には、既存施設も含めて総量規制を実施できるように仕組んだわけでございます。

○竹内(勝)委員　だから、既存の特定施設についても行政指導で規制基準に合致させるべきだ、こう解釈していいでしょうか。

○佐竹政府委員　既存の施設につきましては、一応水濁法の濃度規制でいくということになっておるわけでございます。そして、特に新増設施設に限って負荷量規制をかける、こういうふうに法律で仕組みました関係上、既往の施設にまで行政指導でそれをするということとは私どもとしては考えられないわけでございます。その必要があればやはり法律に基づいて総量規制をかける、こういう考え方で対応してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○竹内(勝)委員　「みなし特定施設」とございまして、これはどういふものが対象か。排水量と言うと具体的にどういふものでしょうか。

○佐竹政府委員　特定施設のうちには、水濁法の特定施設は日排水量が一定規模以上のものに限定されておりますので、それに達しない施設でも湖沼周辺で汚濁物質の排出量が非常に大きいものがございます。具体的に申し上げますと、これは病院の入浴施設あるいは厨房施設等でございます。これについて三百床未満のものは水濁法の適用の対象になっておりませんので、これを適用対象にするというのを考えております。それからまた、尿浄化槽で五百人未満の槽、これも水濁法の特定施設になっておりませんので、これらも同じくみなし特定施設として湖沼法の対象にすることを検討しておるわけでございます。

○竹内(勝)委員　そうすると、みなし特定施設を設置する工場や事業場であっても、日平均排水量が五十立方メートル以上のものについては、その新増設に際しては結局どうなるのですか。

○佐竹政府委員　負荷量規制がかかるわけでございます。

○竹内(勝)委員　それから、指定地域において指定施設の届け出とあるが、その対象は、どういふものを政令で対象としておるのか、その対象の中に鶏舎は入りますか。

○佐竹政府委員　みなし特定施設の問題はございましてけれども、基本的には水濁法による特定施設、これは政令で業種名が全部掲げてございまして、これを湖沼法の湖沼特定施設にすることを考えておるわけでございます。

それから、鶏舎につきましては、負荷量が非常に小さい、畜舎、豚舎につきましては湖沼の水質に対する影響は非常に大きいわけでございますけれども、鶏舎については豚舎、牛舎とは違う、かような点もございしますので、今のところ考えてはおらないわけでございます。

○竹内(勝)委員　そこで、この法案が実施されていった場合、私は今関西におりますので、例えば琵琶湖に対してどういふ状況になってくるのか、そういう意味でまずお伺いしておきたいのです。最近の琵琶湖の中で淡水赤潮の状況はどうなっておりますか、これをまず御説明ください。

○佐竹政府委員　琵琶湖の淡水赤潮でございますが、昭和五十二年から毎年五月から六月にかけて北湖、南湖において発生しているわけでございます。年度別に見ますと、五十二年には、発生日数は累積で五日間、九水城でございます。五十三年以降はそれぞれ五十三三年が十六日間、二十一年水城、五十四年が十七日間、二十水城、それから以下ずつと毎年挙げてございまして、ごく最近の状況だけ申し上げますと、五十七年が七日間、八水城、五十八年が四日間、八水城、かような状況で推移しております。

○竹内(勝)委員　そこで私、これをちょっと皆さんに見てもらって、後で長官のところに持っていきたいと思います。——これが長官、この赤潮の原因です。何しろ私も毎日飲んでる水ですからよく見ておいていただきたいのですが、これが、もと

もとは大正から出ているのですが、五十年ぐらいいから、一番最初に出たのがウログレナ、これが何しろ大変な発生で、そして、ああいう赤潮の原因になり、これは生臭いにおいなんだ。それから、これが五十二、三年ごろから出たアノベナ、今出ています。これがカビ臭い方なんです。毎日飲んでるからわかると思いますが、今はちょっとよくわからぬけれども、これからまたわかってきます。私も毎日飲んでるからよくわかるのです。こんなものがようようよしているのを近畿一千五百万の人たちはみんな飲んでるのだから、ぜひ長官、これをちゃんと解消するため湖沼法であるということをよく知った上で、ちよっとそちらへ……。

そこで、お伺いします。まず、滋賀県の富栄養化防止条例によって琵琶湖の水質はどのように変わりましたか。

○佐竹政府委員　滋賀県は、他の都府県あるいは国に先駆けまして、五十四年から富栄養化防止条例を施行されました。その結果、まず第一に、汚濁のこれ以上の進行は完全に止まった、特に南湖等におきましては藻の濃度等が薄まってきている、そういうふうに承知しております。それからまた、赤潮の発生状況につきましても、これも富栄養化防止条例の効果と見るべきか、あるいは天候の影響と見るべきか、いろいろ議論があるところでございますが、赤潮の発生回数もここ二十年ばかり比較的減少しているわけでございます。少なくとも汚濁のこれ以上の進行は完全に止まら、若干ずつ改善の兆しが見え始めてきている、かように私も県から聞き、判断している次第でございます。

○竹内(勝)委員　この矢橋沖のいわゆる人工島をつくって下水道の整備を行いましたね。これの進捗状況はどんなふうになっていきますか。

○辻説明員　お答えします。

琵琶湖流域下水道の御質問の湖南中部処理区でございますが、昭和五十六年度より処理開始をいたしております。現在、大津市はか二市三町に

おいて供用開始をしております。それで、琵琶湖につきましましては、先ほどお話のごさいますた富栄養化条例もございまして、窒素、磷も規制をするということになりましたので、この処理場におきましては窒素、磷の除去、いわゆる高度処理も実施いたしております。

○竹内(勝)委員 この前も本委員会におきまして私、長官にお伺いしておりましたが、世界湖沼環境会議がこの八月、滋賀県その他の主催によりまして琵琶湖において行われますね。そこで、長官は当然御出席なさる、このようにお伺いしました。その際、私は要望としても申し上げておきました。本環境委員会の代表も参加して、大いに湖沼の環境、水質保全の問題への取り組みの枠を広げ、我が国の環境行政に役立てるべきだと思いますが、長官の御見解をお伺いしたいと思います。

○上田(勝)大臣 お答え申し上げます。

御出席いただけるということでございましたら、これは滋賀県の方が主催いたしておりますので、連絡をいたしまして、御出席いただけるようにしたいと思いますが、私は大歓迎でございます。

○竹内(勝)委員 そこで、例えば湖沼水質保全計画を策定するに当たって、琵琶湖において琵琶湖総合開発十カ年計画が決定しております。その中で自然環境あるいは水質保全対策により下水道、し尿処理、畜産、農業その他の排水対策など各種事業が決定しております。これと今回の保全計画との整合性ですね。今回の湖沼法の湖沼水質保全計画を策定するに当たってはもちろん滋賀県なら滋賀県の知事の計画等が入ってくるわけでございますけれども、その整合性というのはいくらふりになるのでしょうか。

○佐竹政府委員 琵琶湖総合開発計画には、下水道、し尿処理施設の整備等、湖沼法に規定いたしております水質保全に資する事業が既に盛り込まれております。そこで、滋賀県が水質保全計画を策定し、それを内閣総理大臣が同意するに当たり

まして、私も、琵琶湖総合開発計画策定の経緯を十分尊重いたしまして、湖沼水質保全計画を策定するに当たりまして両者の整合性について十分配慮いたします。手続的には、公害対策会議の議を経まして滋賀県知事が策定いたしました水質保全計画に同意する際に、関係省庁とも十分に相談してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○竹内(勝)委員 そこで、琵琶湖だけの問題ではないとしまして、都道府県がこの保全計画をつくるのに、建設省の下水道計画、五カ年計画等ございまして、既に進んでいるところにおいて湖沼保全の立場から下水道整備というものを考えたときに、例えば建設省の五カ年計画では不十分であるとした場合、この保全計画は意味がなくなる、こう考えますが、環境庁と建設省、見解を答弁してください。

○佐竹政府委員 湖沼の水質保全のために、生活系汚濁排水対策としてはやはり下水道の整備が基本でございます。建設省からお答えもあるかと思いますが、第五次下水道整備五カ年計画におきましても、湖沼等の閉鎖性水域の水質保全のための下水道投資が重点項目に挙げられているわけでございます。そして、そのような下水道行政上の趣旨はこの水質保全計画策定、さらに、それに通ずる湖沼対策に十分反映されてくるものというふうに期待しているわけでございます。

○辻(勝)委員 ただいまも環境庁の方から御説明がございましたように、建設省といたしまして、第五次五カ年計画におきましても、既に湖沼等については非常に重要であるということで、下水道整備の重点にいたして整備をしているところでございまして、この法律によりまして指定湖沼と指定された場合には、五カ年計画との調整を図りながらでございますけれども、この湖沼水質保全計画の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○竹内(勝)委員 琵琶湖、霞ヶ浦あるいは諏訪湖等で特定事業場に当たると、五十トン・パー

デー以上のものが幾つあるのか、それぞれの湖沼に出る排水の汚濁負荷量はどれくらいになるのか、そして、それはそれら湖沼全体の何%になるのか、これをお答えください。

○佐竹政府委員 琵琶湖、霞ヶ浦、諏訪湖についてお答えいたします。

琵琶湖について申し上げますと、特定事業所の数が二千五百八十八、そのうち排水量五十トン以上の事業所の数が四百七十七でございます。CODの負荷量でこれを申し上げますと、琵琶湖全体に一日当たり排出される産業系特定事業所からのCODの負荷量が五千六百五十七キログラムでございます。そして、そのうち四千八百八十三、約八六%が五十トン以上の規模のもので占められる。以下同じように申し上げますと、霞ヶ浦では特定事業所数が千三百三十三、うち五十トン以上が百六十四、負荷量で申し上げますと、九割が五十トン以上の負荷量で占められているわけでございます。諏訪湖について同じように申し上げますと、事業所数が千三百三十九、うち五十トン以上が百五十六でございます。CODの負荷量で申し上げますと、約七割が五十トン以上の特定事業所の負荷量によって占められている、かようなことになっているわけでございます。

○竹内(勝)委員 琵琶湖で事業場数で二〇%、負荷量でいくと八六%ですね。あと霞ヶ浦にしても、事業場数でいくと一三%、負荷量では九割ですね。それから諏訪湖で、事業場数で一五%、負荷量で約七割。負荷量で見ると、最高でも九割でしよう。こういうことになりましたと、この規制基準でカバーできない面、残りは規制しないことにならざるわけですね。これによつて湖沼の水質をますますおかしくしてしまつては意味がございません。この点を湖沼水質保全という立場からどう考えていますか。

○佐竹政府委員 御指摘のような問題がございまして、法律上も二十四条において、そのような規制対象にならない工場、事業所等で排水汚濁負荷を与えるものについては、都道府県知事が指導

を行うことができるようになっていくわけでございます。施設の使用のマニュアルというふうなものをつくつたり、あるいは個々の行政指導措置を講ずる、こういうようなことを講じて、規制措置の対象にはなりませんけれども遺憾のないように都道府県知事が措置するよう環境庁としても指導してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○竹内(勝)委員 五十トン以上の対象を三十トン以上に改めるといふ考えはございせんか。

○佐竹政府委員 水濁法の場合には、例えば規制対象を引き下げるという措置が十分可能でございます。必要があればそのような措置を都道府県知事の判断で行うことになるわけでございます。この湖沼法の負荷量規制は、五十トン以上の規模については政令で決めることになるわけでございます。湖沼ごとにきめ細かくやるというのはなかなか難しいと思いますが、全国的に見て必要があれば、その政令を改正すればそれを切り下げることには法律上可能ではございます。当面は五十トン以上で対応してまいりたい、かように考えております。

○竹内(勝)委員 琵琶湖や霞ヶ浦等の湖沼において、今回の湖沼法と、水質汚濁防止法に基づいた窒素、磷の排水基準の設定がセットされている、こう言われておりますが、どうでしょうか。

○佐竹政府委員 現在は茨城県あるいは滋賀県が独自条例で窒素、磷の排水規制をやっているわけでございますが、環境庁といたしましては、まだ窒素、磷の排水規制について中央公害対策審議会に諮問している段階でございます。その答申が得られました場合には、水濁法に基づいて全国的にも湖沼に対する窒素、磷の規制を行うことを考えております。その場合には、滋賀県あるいは茨城県の条例に基づきます措置は、水濁法による全国規制に対する上乗せ措置、かようなことに位置づけられることになるわけでございます。

○竹内(勝)委員 その際、この富栄養化防止については琵琶湖及び霞ヶ浦において各県独自の富栄

養化防止条例で窒素、磷を規制しておりますね。湖沼法ができることによってこの条例にどのような影響が出ますか。

○佐竹政府委員 湖沼法でも窒素、磷の規制は法律上ももちろんできるようにしておりますけれども、当面は窒素、磷の規制はあく水濁法によって湖沼一般に対してかけることを考えております。したがって、直接的に規制対象という意味では湖沼法に関係ございませんけれども、窒素、磷の規制が湖沼の富栄養化対策として重要な意味を持つことはもちろんでございます。その趣旨は湖沼水質保全計画の中に当然書き込まれてくることになるかと思うわけでございます。

○竹内(勝)委員 局長、ちょっとここで整理してお答え願いたいのですが、この湖沼法ができた例えは、今琵琶湖と霞ヶ浦は富栄養化防止条例、県独自で行っていますね。例えは琵琶湖で結構でございますが、琵琶湖に対して今までは富栄養化防止条例そのほかでいろいろ規制なり努力してまいりました。そういうものよりこういって面が向上されますよ、これとこういう面が向上されますよという概略で結構でございますが、もうちょっと具体的に、湖沼法が成立すればこういう面がよくなって水質はこういうようになつていくのだということを説明してください。

○佐竹政府委員 琵琶湖につきましては、富栄養化防止条例によりまして目標を決めて、その目標達成のために必要な対策として規制あるいは措置等が挙げられているわけでございますが、今回湖沼法に基づきまして条例でやっております各種対策の内容の主要な部分は水質保全計画に織り込まれることとなります。織り込まれることとなりますと、今度はそれでどこまで具体的に書くか、いろいろ技術的に問題ございますけれども、例えは下水道整備で必要な措置、処理人口をどのくらいまでにするとか、あるいは下水道以外に処理施設で処理する人口をどこまで引き上げるとか、そういうある程度具体的な目標が示されるわけでございますが、それについて知事さんが目標と

見合いでこれだけやる必要があるということを御計画になられた場合に、それは国に上がってまいりまして環境庁を通じて各省に協議をするわけでございます。そうしますと、いわばそれが予算の国の施策の裏打ちのある計画になるわけでございまして、そのような面でも特に湖沼対策としては生活系汚水対策が必要であり、そのためには下水道、尿処理施設あるいは農水省の農村集落排水施設整備事業、こういういろいろな事業が必要なのでございまして、そういうものに国のいわばオーソライズが与えられるわけでございまして、そのような意味で予算の裏打ちのある計画になる、そういうメリットがあるのではないかと、かように考えるわけでございます。

○竹内(勝)委員 水質汚濁防止法で規制する窒素、磷、この規制は、例えは琵琶湖の場合、琵琶湖の富栄養化防止条例による窒素、磷の規制に上乗せになるのですか、その辺を……

○佐竹政府委員 条例の方が内容的に見ましてかなり厳しい規制を課しておられるわけでございまして、内容的に申し上げますと、国の一般基準の上乗せとして富栄養化条例の規制が行われる、かような関係になるかと思っております。さらに、それで不十分な場合には、将来の問題といたしましては、窒素、磷につきましては単なる濃度規制ではなくて負荷量規制を湖沼法によってやる道も残されている、かような関係になるわけでござい

○竹内(勝)委員 生活雑排水対策、これが一番大事でございまして、各県が保全計画を策定する際に重点施策として置くと思いますが、これまで環境庁としてこの生活雑排水問題に具体的にどのように取り組んできたのか、その成果はどうなっているか、説明してください。

○佐竹政府委員 生活雑排水問題が、まさに一番各種行政の谷間になっておるわけでございまして、したがって、各都道府県あるいは市町村が独自に現在いろいろ対策を講じられているわけでございまして、環境庁としては、まず生活雑排

水の処理に当たってどういうふうに処理したらいのか、その技術的基準をつくることにここ三年ばかり時間をかけてまいりまして、五十八年度で終わり、間もなくそれをまとめるわけでございまして、そのような技術マニュアルと申しますかに基づいて市町村、都道府県等が対策を講じていただくことを期待しているわけでござい

〔煙委員長代理退席、委員長着席〕

さらに、今後の問題といたしましては、建設省も小規模下水道の計画指針をつくっておられますし、厚生省において生活雑排水のみを対象とする施設の整備事業を五十九年度から予算措置されまして、農林水産省は農村集落排水施設整備事業をかねてからやっておられまして、各省それぞれやっておられるわけでございまして、それらが地域の水質改善のために整合的に進められる必要があるわけでございまして、今後は私どもがそういうものをどういうふうに関心合せてやれば一番うまくいくのか、そういう計画技術と申しますか、そういうものを開発するために五十九年度から予算措置を講じまして進めてまいりたい、かように考えているわけでござい

○竹内(勝)委員 この前の本委員会におきましても環境庁としての考え方を明らかにした指定湖沼、一応十の指定を考へられると報道にもございました。この十の湖沼を考へた根拠は何ですか。

○佐竹政府委員 指定湖沼の指定要件でございしますが、法律の三条に基づきまして、現在の環境基準が「現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれがある湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるもの」これが法律上の要件でござい

でございます。したがって、湖沼の環境基準の達成率は甚だ低いわけでございますが、その中でも水の利用状況、つまり、その水が非常に多数の方々の水道の飲料水源になっているかどうか、あるいは汚濁の程度がひどいかどうか、環境基準の二倍、三倍、四倍になっているかどうかという

ことを考えあわせまして、おおむね現在十程度の湖沼についてさしあたって指定することを検討しているわけでござい

○竹内(勝)委員 これは非公式にでも地元の方からの要望があったものも加味されているのですか。

○佐竹政府委員 当然湖沼対策の中心になってやっていたことは、県、知事さんでございまして、法律の系統上も知事の申し出が要件になっているわけでございまして、その事前手続として私どもは県等とよく接触いたしまして県の意見も聞きながらこれを進めているわけでござい

○竹内(勝)委員 県と接触なさつておる、いわゆる非公式にでも。今後正式に出てきますね。要望したいと出ておるものは幾つくらいつかんでおられますか。

○佐竹政府委員 少なくとも十湖沼につきましては、いずれも県からの御要望はあるわけでございまして、その他にさらに十程度のものについては県からの御希望もあるように私どもは判断しておるわけでござい

○竹内(勝)委員 そうすると、指定湖沼に関してはとりあえず今は十を考へていますが、今後二十なり三十なり、どれくらいになるかわかりませんが、そういうふえる可能性も含んでおる、ふえると思ふほどのぐらゐまで考へておるのか、それを御説明ください。

○佐竹政府委員 指定湖沼に指定して一番意味がござい

られる公共事業予算の中で、これは各省それぞれ
の行政目的を持っておられるわけでございますが
ら、湖沼対策はもちろん協力はいただけと思ひ
ますけれども、例えば建設省の下水道であれば市
街化区域の整備一般も大切なわけでございますし
て、それとのバランスがあるわけでございます
余りこれがふえますと、結局ばらまきになってし
まうおそれもあるわけでございます。したがいま
して、当面湖沼でございますが、将来十ないし
二十とふやしていくのかという点につきまして
は、一つには、窒素、磷についての規制措置を講
じたその成果が湖沼の水質状況に今後どう反映
するか、それからもう一つは、国の公共事業予算が
今後どのように伸びていくのか、その辺の兼ね合
いを見て決めていきたいというふうな考えでお
るわけでございますが、私どもとしては、余り数が
ふえますと、きめ細かい対策がなかなかとりにく
い面もございますので、当面十ないし二十程度の
ものについてやっていきたい、かように考えてお
ります。

○竹内(勝)委員 時間でございますので、あわせ
て答弁してください。

まず、湖沼の自然環境の保護について、これは
第二十五条にございますけれども、精神的なもの
に終わってはなりません。したがって、具体的
にどう前進させるのか、これは建設省もお答え
ください。

そして、湖沼水質保全計画に定められた各種事
業の円滑な実施を図る上において重要なものは財政
的な措置でございます。国の補助率の引き上げ、
起債枠の拡大等財政特例措置や、あるいは家庭雑
排水の処理に対する補助制度、あるいはそういう
指定湖沼にかかわる下水道の国庫補助を一般のも
のよりもアップさせる、こういうような考え方は
ないのか、あわせて環境庁と建設省にお答えいた
だくと同時に、最後に長官、湖沼法の論議を現
在行っているわけでございますが、今ダイオキシ
ンの話もある中で、この湖沼法成立への決意、見
解を最後に長官の方から御答弁いただいて、質問

を終わりたいと思います。

○佐竹政府委員 湖沼の自然環境保護でございま
すが、これはただいま先生から御意見がございま
したように、大変重要なことでございまして、中
公審の答申もいただいているところでございま
す。ただ、湖沼と湖沼を一体的に環境を保全して
いくという必要性はもちろんそのとおりなんです
ございまして、その手段といたしまして、新しい制
度をつくることではなくて、一応現在ある各種の
制度を使ってやっていってみたい、かように考え
ておるわけでございます。具体的には水質保全
計画の中にもその趣旨は書き込まれますし、私ど
もから法律をそれぞれ所管している各省へ、建設
省それから農水省、厚生省等に対して、今後それ
らの法律の運用に当たっては、特に湖沼周辺での
運用に当たっては湖沼の水質の保全のために万全
の配慮をしていただきたい、これは先生の御指摘
になった法律の二十五条もあるわけでございます
から、そのような要請をやってまいりたいと思
うわけでございます。

それから、財政措置につきましては、これは新
しい補助制度あるいはかさ上げを行うということ
は、かような時期でございまして大変難しいわけ
でございます。私どもとしては、従来からある
各省の事業をうまく有機的に組み合わせさせてや
つてまいりたい、かように考えているわけございま
すので、ひとつその点は御了承をいただきたいと
いうふうに思うわけでございます。

○辻説明員 建設省の湖沼周辺の対策でございま
すけれども、私は担当でございませぬが、湖沼の
水質保全という観点から、そういう立場で配慮し
てまいりたいというふうに聞いております。

それから、下水道の湖沼周辺の補助率の引き上
げでございませぬけれども、これは先生も御承知の
ように、全国の下水道の整備状況が五十七年度末
で人口普及率でまだ三三・三％にしか達していない
という非常に低い状況でございまして、厳しい財政
状況のもとで、当面は、補助率を引き上げるとい
うよりも、限られた予算で事業量の確保に努めて

まいりたいというふうに考えております。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。
湖沼の水というものは非常に利用をされており
まして、この利用水の品質の悪化ということが今
非常に憂えられておるのでございます。したが
いまして、この法律を制定をしていただきましてこ
の水質の悪化をとめるとともに、水濁法を使わし
めていただきまして富栄養化をも防ぎ、そして水質
の万全を期していきたいというふうに考えており
ます。

また、周辺の環境につきましては、現在ありま
す環境に関する諸法令、これをまた十分に活用を
いたしまして、そして、その保全に当たっていき
たいと決意をいたしております。

○竹内(勝)委員 終わります。

○竹内委員 長 此の際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の両案について、本日、参考人
として水資源開発公団理事大嶋孝君及び同公団理
事川本正知君の出席を求め、御意見を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○竹内委員 長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○竹内委員 長 関連質疑の申し出がありますの
で、これを許します。瀬崎博義君。

○瀬崎委員 湖沼水質保全法案について質問をい
たします。

そもそもこの湖沼法案は水質保全を目的として
いるわけですが、直接法案にかかわる質問
に入る前に、その水質保全とは全く逆の、大変遺
憾な事態が起こっております。緊急の問題である
ので、その点を先に質問したいと思ひます。

愛媛県北宇和郡の国有林で猛毒のダイオキシ
ンを含んだブラシキラー乳剤、2・4・5 T 除草剤

と言われるものが土中に流出して問題になってい
るわけですね。そもそもこのブラシキラー乳剤が
農薬登録され、つまり使用開始されたのは昭和三
十九年、ところが劇物指定を受けたのが約七年お
くれて昭和四十六年三月ですね。それもベトナム
侵略戦争でアメリカが殺人兵器としてこういう化
学兵器を使った。国会で大いに議論になった。こ
こからこういう措置になっていった。そうしま
す、昭和三十九年から昭和四十六年までの間、政
府は、このブラシキラー乳剤を劇物としての使用
上の注意であるとかあるいはその取扱方法、例え
ば使い残りがあつた場合の処分、本来なら無毒化
して処分しなければならぬけれども、そういう
ことはやっていなかったと見られるのじゃない
か。これはこういう劇物の危険を野放しにしてお
つた、その間実に七年間、こういうことを意味す
るのじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○菅原説明員 毒劇法の指定につきましては私ど
も所管ではございませぬけれども、農薬という
観点から2・4・5 T の除草剤、先生ただいま御
指摘がありましたように三十九年から登録をして
いるわけでございますけれども、その間に廃棄す
るというふうなことは私も予想はしていません
たわけでございます。三十九年から四十六年の
間、廃棄されたというふうなことは……(瀬
崎委員「いや、劇物扱いをしていなかったんじや
ないか」と呼ぶ)その点、私どもの所
管ではございませぬので、その間の事情につきま
してはつまびらかではございませぬ。

○瀬崎委員 劇物指定されたのが四十六年の三月
でしよう。それ以前、これは主として農水省、林
野庁が使っていた農薬なんでしょう。あるいは使
わしていた農薬なんでしょう。農薬登録はされて
いたわけですね。そのときに劇物の取り扱いをし
ていたのですか、していなかったのですかという
ことを聞いていますわけですよ、六年間、約七年間
ですね。

○菅原説明員 御指摘のように、毒劇の指定は
ございませぬので、法的にそのような取り扱いはい

○瀬崎委員　まず、とにかく四十六年までの六年間は一般的農業の扱いしかしていなかったわけですよ。当時、すべて使い切っておったのか、使っておいても使用上の注意が劇物扱いになつていなければ残っているかも知れない。そんなものは今から確認しようがないわけですよ、当時は一般農薬の扱いをやっているのだから。捨てているかも知れない。そういう危険が実は六年間、既に前にあつたわけですよ。

そこへ持つてきて、今回、愛媛県で発見された処分の事例について見ると、四十六年十一月に出された林野庁長官名による処分方法の通達ほもちろんのこと、本来毒劇法によつて守らなければならぬ処分規制さえ守られていない。ずさんな処分分をしてゐる。劇物指定を受けてもなお、また使役中止に踏み切つた農薬を処分する際であつても法律や通達による方法によつてゐない。

まず当事者、林野庁あるいは農水省としては、なぜそういうことになったのか、その原因究明とともにその責任を明確にする必要があると思うのです。どうですか。

○小澤澤明員 2・4・5Tの除草剤につきましては、林野庁といたしまして今回特に宇和島でののお話は、私ども国有林の事業実行上使用してきたものでございまして、この除草剤につきましては四十六年の四月に使用中止をいたしまして、その後十一月に処置方法の指示もいたしたわけでございまいすけれども、宇和島の問題につきましてはこれとは別の処理がなされておりますが、当時、関係機関とも相談の上、土の中に埋没処理していたというところはございます。

○瀬崎委員 みずから起こった原因とか責任について極めてあいまいな答弁だと思うのですが、要

そういう意味では、今日までこういう形で、つまり労働組合が愛媛大学の専門的な応援を得て発見した、こういうことは極めて遺憾な事態であつて、少なくともこういう点は環境庁が追跡していなければいかぬ問題、そういう点について長官はどう考えているかということと、しかし現在発見されたというものの、まだ類似のケースが幾つかあるかも知れない。これは十分つかめないのでしょうか。これはやはり環境庁としても独自のチェックに入るべきだ、こう思うのですが、いかがでしょう。

○上田国務大臣　お答え申し上げます。

こういうような事態が発生いたしましたのは、大変に遺憾なことであると思うのでございます。環境庁の方も、こういう点につきまして以前から連絡があつて知らなかったのかどうかということにつきまして、今いろいろ調査をしておるのでございませうけれども、これは責任逃れのためではありませんが、そういう書類があるのかないのか、そういうようなことも調べておかないとその中に何が書いてあるのかもわかりませんので、それを今調べておるのでございますけれども、残念ながらそういう連絡がございません。そして、通達の中にも環境庁という名前が出てきておらないのでもございます。私ども、そういう点においては太

たい、こういうふうに考えております。
○瀬崎委員 それでは、ブラシキラー乳剤関係の質問はこれで終わりますので、関係の方帰っていただいて結構です。

湖沼法なんですが、中公審の答申は、湖沼保全

の基本的見地及び湖沼法制定の目的を、湖沼の水質とその周辺の自然的環境を一体のものとして保全する必要があると明記していたのに対して、今回の政府案というのは、まず第一に、湖沼の水質とその周辺の自然環境を切り離している。それから第二に、法案の名称も当初の湖沼環境保全法案

から、湖沼水質保全法案に後退している。第三番目に、法の目的をそもそも水質保全に限定してしまっている。第四に、講すべき措置、当然のことながら非常に範囲の狭いものに変えられてきている。例えば、特定施設を許可制にせよと答申は言っている。例え、特定施設を許可制にせよと答申は言っているのを届け出制にしているとか、あるいは湖沼の地区指定制度を単なる保全努力義務規定にしてしまったとか、あるいは国の財政援助義務はゼロにしてしまったとか、こういう明確な中公案と答申と政府案の違いがあるわけですね。

そこで聞きたいのは、これは長官になると思いますが、政府は、この中公審の答申、つまり中公審の到達点、これは行き過ぎだ、したがって、政

中公審の御答申は、これはごもつともの内容でございませう。しかしながら、いろいろ現在の状態と申しますか、それを考慮いたしまして、そうして、この法律案をつくらせていただいたものでございませう。

その内容で今何を考慮したかということですが、これは非常にたくさんありますので、申し上げておきますと時間をとりますので、これは当局の方からひとつ説明をさせたいと考えております。

○瀬崎委員 いや、大臣のそういう認識を聞いておけば結構です。

そこで、私は特に滋賀県の選出ですから、琵琶湖

で、具体的に伺っていきたいと思うのです。

琵琶湖の水質は、県のデータで見ますと、皆さ
んも御承知のように、例えば透明度は、南湖では
昭和五十三年一・七メートルであったものが、五
十七年には一・八メートル、それから北湖では五
十三年四・二メートルであったものが、五十七年

五メートル、やや改善ですね。CODは、南湖で五十三年三・四ミリグラム・パー・リットルが、五十七年で三ミリグラム・パー・リットル、北湖で五十二年二・四ミリグラム・パー・リットルが、五十七年二・一ミリグラム・パー・リットル、以後、もう単位の数字は落としますが、それから要素について見ますと、北湖では五十三年〇・二八八が、五十八年〇・二四に、南湖では〇・四六が〇・三二に、それから隣の方は、北湖で五十三年〇・〇〇九が、五十八年〇・〇一、それから南湖で

○・○三五が○・○三に、それから淡水赤澤發生狀況の方で見ますと、五十三年は十六日間、十一水域に発生した、五十六年は九日、十五水域

これからは申し上げますが、湖沼法がこれに対しては極めて不十分だ。

湖沼法の特徴の一つは、特定施設を新増設する事業場に対して汚濁負荷量規制を行うことですね。水質汚濁防止法の濃度規制に加えて今回負荷量規制をすることとした理由は、一言で言えば何ですか。

○佐竹政府委員　まず、これ以上悪化を進行させないことが大切である、かような観点から、新増

施設に限って濃度規制以上に負荷量規制を課することにしたいわけでございます。

○瀬崎委員 まさにこれ以上悪化させないためですからね。言うように、現状よりよくなるわけですよ、この一項目としてみても。本当に水質回復までいこうと思えば、当然のことながらいわゆる既設の事業場からの排水についても網はかぶってしかるべきだと思うのですよ。

湖沼法で言う汚濁負荷量の規制なんですが、これはいろいろな似たような言葉があるので、ややこしいのはつきりさせておきたいのです。この湖沼法で言う汚濁負荷量の規制は、水質汚濁防止法で総量規制の場合に適用される汚濁負荷量の規制と同様と理解していいですか。

○佐竹政府委員 具体的な規制のやり方では若干考え方が違う点もあるかと思いますが、基本的には同じであるというふうに御理解いただいて結構でございます。

○瀬崎委員 若干の違いというのはどういうところですか。

○佐竹政府委員 排水量が大きくなりますと当然のことながら排出する汚濁負荷量はふえるような関係にあるわけですが、湖沼法におきましては、それを単純に比例させない、むしろできるだけ排水量の大きい特定事業場に対しては規制を厳しくするような規制内容を検討しておりますので、その点が若干水濁法の総量規制と違ってくることになるかと思えます。

○瀬崎委員 それでは、琵琶湖富栄養化防止条例では、これはN、Pについてはありますけれども、排水量のランクによって異なる濃度規制を適用する排水基準を設けているわけですね。つまり、量が多くなれば厳しい濃度基準が適用されるようになっていく。これとは大変よく似ているわけですか。

○佐竹政府委員 琵琶湖富栄養化防止条例の考え方というのは、いわば国の濃度規制の考え方と負荷量規制の中間をとられたようなことになるかと思えます。具体的数字は、ちょっと詰めており

ませんので的確な答えはできませんが、考え方としてはそのようなことではないかと思えます。

○瀬崎委員 だとすれば、先ほど言われた湖沼法の負荷量規制も、大体今の説明でいけば似たようなことになるんじゃないですか。

○佐竹政府委員 若干、大きな点に従って規制の仕方をする程度厳しくしていくかということについてはもう少し技術的な詰めが要りますので、全く富栄養化防止条例と同じような結果になるということはちょっとここでは申し上げられませんが。

○瀬崎委員 同時に、今の話でいくと、結果的には、湖沼法案の場合ですと、濃度と排水量と両方で規制することになりますね。

○佐竹政府委員 規制はあくまで負荷量でございますが、それを算定するには、濃度掛ける数量というところでございます。

○瀬崎委員 それでは、そのうち実際に測定してチェックするのは、つまり濃度と掛け合わせる量と二つ要素がありますね、その二つとも測定してチェックするのですか。

○佐竹政府委員 総量規制の場合と異なりまして、今回の湖沼法では、負荷量についての測定義務は、特に対象特定事業場が中小企業が多いという点もございまして、測定義務は課しておらないというところでございます。

○瀬崎委員 ということは、結局、守れるか守れぬかは全く企業側の自主的な態度にかん、こういうことになるわけですか。

○佐竹政府委員 したがって、私も私としては、計画時に濃度と排水量の計画数値が出てくるわけでございます。その前提になる操業の状況という点もあるわけでございます。それが私ども、都道府県知事が操業状況を見ておりまして、非常に操業が活発であるということであれば排水量も当然多くなることが予想されます、また濃度も濃くなるということが予想されますので、それは立入検査なりあるいは報告聴取を求めるということでチェックしていきたい、かように考えておるわけ

でございます。

○瀬崎委員 報告聴取のときには、つまり企業側には濃度と排水量と両方をきっちり測定させたものを報告させるのですか。

○佐竹政府委員 少なくとも報告聴取命令をかけた場合には、企業としては測定義務が出ることになるわけでございます。

○瀬崎委員 では、その義務の発生する前、いわゆる任意の報告聴取の段階はどうなんですか。

○佐竹政府委員 先ほど一般的には測定義務を課してないという申し上げたのはそのような意味でございます。

○瀬崎委員 この点でも琵琶湖富栄養化防止条例よりは後退しているのですね。琵琶湖富栄養化防止条例の方は、濃度と排水量と両方について測定義務を課して報告をさせておるわけでしょう。

○佐竹政府委員 現在考えております、まず負荷量規制でございます。負荷量規制は、新増設工場だけに課せられる。総量規制をかけますと、やはり既存の工場、事業場に対しても負荷量規制がかかることになるわけでございます。その点が一番大きな違いになるわけでございます。したがって、そのような必要性があるかどうかということの判断の問題になるわけでございます。

○瀬崎委員 当面、必要性が起るとすれば、どういう湖沼か。また、現実そういう必要性は近々来ると思っているのか、それとも余り来ないだろうと考えているのか、どちらですか。

○佐竹政府委員 今後の水質保全計画策定に際しての一つの検討事項でございます。目標をどの辺に置くか、それから将来の人口の伸び、事業活動の伸びをどの程度見込むか、それに対して規制がどのくらいきくか、下水道の整備等がどのくらい進むか、そういうことのバランスで総量規制の必要があるかどうかということ判断していくことになるわけでございます。

○瀬崎委員 その総量規制の対象は何ですか。

○佐竹政府委員 現在のところ、湖沼法ではCODを指標にして使っておりますので、現在のところではCODということになります。

○瀬崎委員 N、Pの環境基準の設定に対応して、水質汚濁防止法でも夏ごろには磷、窒素の排水基準を設けることになっていきますね。それであるのに、湖沼法の汚濁負荷量規制の中に磷、窒素を入れないのは一体なぜか。

○佐竹政府委員 先般来御説明いたしておりましたように、この湖沼法の一つの大きな利点は、水質保全計画に基づきまして各種公共事業の整備を進めていくことになるわけでございます。そうしますと、建設省、農水省等いずれも御協力いただくわけでございますが、例えば下水道を例にとれば、湖水の環境保全ももちろん大事でございますが、同様に市街化区域の整備も必要になるわけでございます。そのようなことから、各省の所管

いたしました公共事業のうち湖水対策として割き得る限界があるわけでございます。そのために、おのずからこの湖沼の指定は数字が限定されてくるわけでございます。一方、さらにこの湖沼法では、水濁法の規制を前提にしてその上乗せとして規制をやるという仕組みをとられているわけでございます。まして、かようなことから窒素、磷の規制は一般水濁法で富栄養化しやすい湖沼を広く取り上げたい、かように考えているわけでございます。

○瀬崎委員 結局、言わんとするところは、水濁法で濃度規制をやって、それぞれ個別の湖沼に条例等があればそれが上乗せ規制をやってくれるんだ、そういうことなんですね。そうなりますと、琵琶湖富栄養化防止条例の場合は、既存の特定施設ももちろん規制の対象にしているわけですね。しかも、先ほど言ったように、量規制的な排水規制を適用しているわけですね。かなり負荷量規制的な性格を持たせている。ところが、仮に湖沼法案にN、Pが将来取り入れられたとしても、湖沼法案の場合はまず新増設の事業場にしかこれは適用されてこない。それから、下水道処理施設は対象

ば、琵琶湖総合開発特別措置法が琵琶湖の水質環境保全の上では必ずしも万全ではないことを裏書きしたものだと言わざるを得ぬと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○立石説明員 琵琶湖総合開発計画は、先生御指摘のとおり、琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図ることをその主な目的の一つとしているわけでございます。御承知のとおり、五十七年八月に計画を改定したわけでございますが、そのうちにおきまして、下水道及び尿処理における高度処理の導入を行うこと、あるいはまた畜産環境整備施設等水質関連の四事業を追加すること等を行いまして水質の保全、回復対策を強化するという改正を行っているわけでございます。このようになことで水質保全を進めておるわけでございすので、これによりましてかなりの程度、水質の保全あるいは汚濁した水質の回復が図られるものと考えているわけでございます。(湖崎委員)それじゃ湖沼法は要らぬのか、要らぬということになりそうやないかと(呼ぶ)湖沼法の問題につきましては、私の方から特に申し上げるわけにいかないと思っております。

○上田国務大臣 先生の見方は両方から見た考え方で御理解をいただきたいと思うのですが、琵琶湖総合開発計画というのは琵琶湖の総合開発ということを考えての計画でございます。この湖沼法におきまして琵琶湖の水質あるいは富栄養化の防止といったようなことは、環境の面から見てどういふことをしたらいいかということでございます。水がきれいになるということにおいては一致するわけでございすけれども、その途中におきましては、何といひますか、少しずれておると言った方がいいかもしれません、そういう点がございす。特に総合開発でいいますと、水質そのものだけをとり上げて、それを水質の面から見てこういふことを何年に、こういふことを何年にというふうなことはなくて、総合開発全体から見てこれは何年、これは何年というふうにお考えになつてゐる。したがって、水質の面においては

ないようなものもたくさんあるということでございます。

○湖崎委員 ずれがあるということをおっしゃつた。それから、総合開発の方でないようなものが水質保全計画の方に出てくるだろうとおっしゃつた。当然そうでなきやうなものです、既に琵琶湖総合開発計画は先発している、法律によって決まっているのだから。したがって、これからつくられる保全計画はすべて開発計画を損なわない、そちらをいじくなくてよいということになるなら、率直に言つてこんなものををつくる意味がないわけでは。

そこで、具体的に聞くのですが、もう時間がないので私の方から一方的に申し上げますが、琵琶湖が指定湖沼になって水質保全計画が策定されるようになった場合、まず琵琶湖総合計画に基づく大幅におくれている下水道計画は変わるのか変わらぬのか。これのおくれの原因は、一つは、国の予算とも関係して下水道予算全体が縮小されていること、それから、市町村財政の悪化からせうか下水道下水道をどんどんやめてしまつても公共下水道がなかなか進まないこと、もう一つは、数字を挙げれば非常に詳しくするのですが、滋賀県の下水道料金がべらぼうに高いこと。東京近辺なんかと比べますと三倍から四倍なんです。だから、住民がもう拒否反応を起こしているわけでは。こういうことが問題なんです。ですから、当然この湖沼法ができたならば見直して、流域下水道の規模縮小とか、それにかつて農村下水道の思い切った拡大とか他の適切な下水道方式の導入あるいは補助率の引き上げ、補助対象範囲の拡大、こういうものを総合的にやらなければ総合開発計画でつくられている下水道はちつとも変わりません。そういうことがこの湖沼法に基づく保全計画に出てくるのかどうか。

それから、問題の湖岸堤、湖中堤があります。これは湖沼法ができたら変わるのか変わらぬのか。南湖瀬田側の大規模なしゅんせつを控えています。これは変わるのか変わらぬのか。浜大

津港の整備が残っていますが、これは変わるのか変わらぬのか。大津なぎさ公園計画というのがありますが、これは三十七ヘクタールの埋め立てを伴うのですが、湖沼法ができたら一体どうなるのか。

時間がないので、あとまだ問題があるので、一つ一つ答えていただきたいとは思いません。それで、こういう問題に対して当然影響を与えるような保全計画になるのかどうか、この点をお答えいただきたいと思います。

○上田国務大臣 滋賀県の琵琶湖に対する今の湖沼法の計画、これはまだ出てきておりませんのでそれについて申し上げることができませんけれども、今先生は下水の問題をお取り上げになりましたので、ちょっと申し上げたいと存じます。

下水道は、滋賀県で立ててなっている琵琶湖総合開発計画においては二十年間、今もう大分たちましたから十年間と、二十年間と目標に置いておられますが、そういうときに、ここまでやりますという区域全体を決めてそれに向かつて進んでおるといふのが下水の今の総合開発計画の計画である。私は思うのでございます。こちらのものは五年間というものをまず目標に置いて、そして琵琶湖全体の水質がよくなるために、下水道をこの程度にやり、尿処理は、この地域の尿処理を、これをやりましよう、これをやりましようといふ急ぐものを決めて、そしてやっていく。それから、生活排水に対してはこういふふうな予算でひとつやつていきましよう、こういふふうにして決めていくものでございます。

それからもう一つ、先生が言われました下水道の使用料が高い、こういうお話でございますが、流域下水道、これは県がおやりになるものでございすので、その方は下水道の使用料に入つてこないのではないかと私は考えております。

○湖崎委員 大臣、そういう認識不足を言つてもらつたら困るので、一次処理、二次処理は全部住民負担、市町村負担にかつてくるんです。三次処理については県と市町村と住民の負担という

ふうに分かれてくるわけですね。そのぐらひはちよつと知つておいてくださいよ。

全体について、何か大臣の話も、結果的には琵琶湖のように開発計画が、あるいは開発事業が先発しているときに、今おっしゃつた事業は全部開発事業の中に入つておるわけですよ。だから、今度は湖沼法ができて保全計画をつくるときに、新たな手段を講ずることによって促進されるのか、今言つたように、全体の琵琶湖総合開発計画の流域下水道が余りにも大き過ぎるから、これは縮小して、そして他の方法による小規模下水道でカバーするとか、こういうことになるならこれは意味がある。そうなるのかならないのか。いろいろな計画が、今一例を挙げたけれども、あるでしょう。こういうものに影響が及ぶのか及ばないのか、この一般論についてのみ、イエスカノーかで答えてくださいよ。局長、どうです。

○佐竹政府委員 イエスカノーかというわけにもまいりませんが、私どもは、湖沼の水質保全の見地から滋賀県が計画を立てられてくることを期待しております。その立てられた計画につきましてこちらが同意を与えるに際しては、国土庁、建設省に協議をいたすわけでございますが、そこで調整が行われることになろう、かように考えているわけでございます。

○湖崎委員 その琵琶湖総合開発の中に大きなウエイトを占めているのが補償事業なんです。これも水質に関係があるものなんですけれども、時間がなくなつてゐるので、それはちよつとまた次の機会において、これは公団または建設省に聞くことなんです。三月二十三日の建設委員会の方で琵琶湖汽船あるいは西武グループの近江鉄道関係会社に過大な補償が出ているということを指摘しましたね、三月二十三日の建設委員会です。そのときに、いわゆる京阪本系列の琵琶湖汽船に対して、八隻の老朽船に、水位が下がったときに喫水の深い船がつかえて動かぬようになるからということで二十六億四千六百六十六万円の補償を出していることがわかつた。

このときに、この八隻の船はいつころで来た船だと聞いたら、おおむね昭和三十年代に進水した船が多いと大嶋理事が答えているんですよ。ところが、その後調べたら、二億五千万円を補償した日吉丸七十六トンは大正九年四月の進水、二億六千万円を補償した平安丸九十四トンは大正十五年の進水、二億七千万円を補償したいぶき丸は大正十五年の進水、いずれも私の生まれる前の船ですよ。そんなものに二億以上の金が出ている。また、確かに昭和三十年代進水の船はありますよ。一億三千万円を補償したきんし丸三十三トン、はしけみない丸のたな、それから一億五千万円を補償した金秋丸、それから二億二千万円を補償した勢多丸、二億三千万円を補償したみやこ丸、この四隻は確かに三十年代の船だけれども、全部木造船。

こういうことを全部伏せて、全体がいかに新しい船だ、高く補償しなければいかぬように見せかける、これは不届き至極な答弁ですよ。この場で間違っていたということをはっきり訂正しておいてほしい。

○大嶋参考人 先日は大まかなところで申し上げましたわけでございまして、一隻一隻について申し上げますと、今先生の御指摘のようなことであらうと思ひます。

○瀬崎委員 そこで、こういう琵琶湖汽船に対する補償対象なんです、これは現に運航中の船舶のうち、喫水深が一・二五メートル以上で、かつ浅水深域、浅いところの運航を主とするもの十八隻を対象に、喫水深を一メートルに改造することによって生ずる費用負担、これについて行、こういうことでしたね。

この補償対象船舶の基準は喫水深一・二五メートル以上の船とした根拠は何ですか。

○大嶋参考人 これは南湖の有効航路の水深が平均で約四・一メートルございます。それで、二メートル水位が低下いたしますと、四・一メートルから二メートル引きましますと二・一メートル、そこで旅客船は大体水深の半分の喫水深を保つとい

うことになっておるのでございまして、そういったしよと大体一・〇五メートル、約一メートルということになるわけでございまして。そこで、具体の船になりますと、当時ございました船が大体一・二五メートルが一番浅いということ、それ以上を対象にした、こういうことでございまして。

○瀬崎委員 いよいよ時間が来てしまっていますので、非常に残念なんです。それは先ほどの、保全計画がつけられたときに総合開発計画の方が変わるんだという問題の中にこれも入ってくるんですよ。というのは、下流の水需要の予測が全然狂っちゃっている。五十六年に私が国会で質問したときに、建設省は五十三年のデータを挙げて、五

十三年時点では下流の水需要はうんと減っているけれども、またこれは六十五年だったかな、もとへ戻るんだという話をしておいた。ところが、五十八年時点の下流の水需要を見た場合に、依然として減りつ放しなんです。ちつともふえていない。そうなってくると、そもそも水位を一・五メートルとか二メートルも下げて環境悪化を招きながら下流に水を送ることに意義があるのかどうかという問題も出てくる。こういうこともやはり湖沼法ができた機会に大きく見直さなければならな

い一つのポイントだということを強調しておきたい。そうすると、公団や建設省にも聞いてほしいんだけれども、今早々とこの船に補償を出す必要があるのかどうか。もうちょっと様子を見てからでも遅くはないかと言っているのではない。現に水道事業の補償なんか全部はったらかしでしょう。大企業の方は早々と大きな補償を出しちゃって、直接住民にかかわる水道事業の補償なんてみんな後に残しておるわけでしょう。これは全くけしからぬ。

そういうことを指摘しておいた上で、最後に、今の基準、つまり喫水深一・二五メートル以上の船を補償対象にするという根拠を挙げられた。そうだとすれば、大津市が消防艇「おおつ」を持っているのですよ。これは三十五・六三トンの船で、

喫水深が一・四メートル。それから、滋賀県庁が「みずすまし」という水質観測船を持っているのですよ。これは衛生環境センターの所属です。これは三十四・七六トンで、喫水深一・九メートル。当然のことながら、こういう船も補償の対象になるはずだと思ひますが、どうか。一・二五メートルの船で底がつかえて走れぬということなら、当然のことながらこういう船も走れないはずですよ。まだしも琵琶湖汽船は航路どおりに動けけれども、消防艇とか水質観測船はどこへ行くかわからないわけですね。どうでしょう。

○大嶋参考人 原則は御指摘のとおりだと思いますが、私、今それを実は初めて聞きましたので、よく調べてみます。

○瀬崎委員 それじゃ調べてみて、私が言ったように喫水深が一・九メートルか一・四メートルであるならば、当然これは補償対象にしますね。それで終わります。

○大嶋参考人 よく実情を調査いたします。また、今が大津市の所有している船ということでございますので、大津市とも……瀬崎委員「滋賀県」と呼ぶ滋賀県とも話をしてみます。

○瀬崎委員 非常に不明確です。要は、もし調べた結果、消防艇、大津の「おおつ」号、この喫水深が言ったように一・四メートルだった、また「みずすまし」の方は喫水深が一・九メートルだった、こういうときには、喫水深一メートルの船につくりかえておかなかったら、あなたの方の仮定からいくならば、危ないでしょう。危険でしょう。だから、そういう事実が確認できたら補償の対象にしますね。絶対ここですと答えると言っているのじゃないのですよ。まず事実を調べられて、調べた結果、私の言ったとおりであるならば、補償対象にしますね。はつきり答えてください。そうでないと終われないよ。

目次

第一章 総則(第一条～第二条)	1
第二章 指定湖沼環境の保全に関する計画等(第三条～第六条)	2
第三章 指定湖沼環境の保全に関する特別の措置(第七条～第二十九条)	3
第四章 雑則(第三十条～第四十条)	4
第五章 罰則(第四十一条～第四十六条)	5
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、湖沼環境の保全上有効な施策の実施を推進するための湖沼環境保全基本方針を定めるとともに、湖沼環境の保全に関する施策を講ずることが緊要な湖沼についてその実施すべき施策に関する計画の策定、湖沼特定施設及び指定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、湖沼周辺環境保全地区の指定等の特別の措置を講ずることにより、湖沼環境の保全を図り、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	
(湖沼環境保全基本方針)	
第二条 政府は、湖沼及びその周辺の自然環境が一体となつて構成する湖沼環境が水資源及び水産の場としての機能その他人間生活にとつて多様な機能を営む重要な水域として国民の健康で文化的な生活環境の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるよう、湖沼環境の保全上有効な施策の実施を推進するための湖沼環境の保全に関する基本方針(以下「湖沼環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。	

2 湖沼環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 湖沼環境の保全に関する基本構想

二 指定湖沼及び指定地域の指定に関する基本的な事項

三 湖沼環境の保全のため講ずべき施策に関する基本的な事項

四 他の法律に基づく関連諸制度との調整の指針

五 その他湖沼環境の保全に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、湖沼環境保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、湖沼環境保全基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、湖沼環境保全基本方針の変更について準用する。

第二章 指定湖沼環境の保全に関する計画等

(指定湖沼及び指定地域)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(第二十四条第一項において「水質環境基準」という。)が現在確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等及び当該湖沼の周辺の自然環境の悪化等からみて特に湖沼環境の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 関係市町村の住民は、都道府県知事に対し、前項の申出につき意見を述べることができる。

3 内閣総理大臣は、指定湖沼環境の保全に関係があると思われる地域を指定地域として指定するものとする。

定しようとするときは、前項の地域を管轄する都道府県知事(指定湖沼の指定については、第一項の申出をした都道府県知事を除く)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により関係市町村の住民の意見を聴くに当たつては、総理府令で定めるところにより、公聴会を開くものとする。

7 内閣総理大臣が指定湖沼又は指定地域の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

8 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

9 第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る。)、第二項及び第四項から前項までの規定は、指定湖沼の指定の変更又は解除について、第四項から前項までの規定は指定地域の指定の変更又は解除について準用する。

(指定湖沼環境保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼環境保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼環境の保全に関し実施すべき施策に関する計画(以下「指定湖沼環境保全計画」という。)を定めなければならない。

2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて指定湖沼環境保全計画を定めるものとする。

3 指定湖沼環境保全計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画の目標及び期間

二 下水道及び処理施設の整備に関する事項

三 汚濁負荷量の削減に関する事項

四 富栄養化の防止に関する事項

五 しゅんせつ、ばつ気その他指定湖沼の水質の保全に資する事業に関する事項

六 指定湖沼の周辺の自然環境の保全のための措置に関する事項

七 その他湖沼環境の保全のための措置に関する事項

4 都道府県知事は、指定湖沼環境保全計画を定めようとするときは、当該指定湖沼環境保全計画に定められる事業を実施する者(国を除く。)、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者(河川法昭和三十九年法律第六十七号)第七條(同法第百条において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。以下同じ。に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前条第六項の規定を準用する。

5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

6 都道府県知事は、指定湖沼環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

7 前三項の規定は、指定湖沼環境保全計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 指定湖沼環境保全計画に定められた事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(指定湖沼環境保全計画の達成の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、指定湖沼環境保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 指定湖沼環境の保全に関する特別の措置

第七條 指定地域において工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に水を排出する者は、同条第二項に規定する特定施設(第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十六条第一項、第二十七条及び第四十条において同じ。)で政令で定める施設以外のもの(以下「湖沼特定施設」という。)を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 湖沼特定施設の種類

四 湖沼特定施設の構造

五 湖沼特定施設の使用の方法

六 湖沼特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法

七 排水(湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)の量(排水系統別の量を含む。)

八 排水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む。)

九 その他湖沼環境保全に必要と認められる事項

3 前項の申請書には、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間関係市町村の住民の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の告示をしたときは、当該湖沼特定施設の設置に係る湖沼環境の保全

について、他の関係都府県知事、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。この場合においては、第三条第六項の規定を準用する。

6 第三項の事前評価に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(湖沼特定施設の設置の許可の基準)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の申請に係る湖沼特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。

二 当該湖沼特定施設からの汚水等の排出が湖沼環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る湖沼特定施設が前項第一号に該当する場合においても、同条第一項の許可については、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。

(湖沼特定施設に係る経過措置)

第九条 一の施設が湖沼特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において湖沼特定施設を設置している者であつて排水を排出するものは、当該施設について第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第七条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が湖沼特定施設となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(湖沼特定施設の構造等の変更)

第十条 第七条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに

掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、総理府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第七条第三項から第六項まで及び第八条の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

4 第七条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の総理府令で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第十一条 第七条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその許可に係る湖沼特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第七条第一項の許可を受けた者からその許可に係る湖沼特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該湖沼特定施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第七条第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(違反に対する措置命令)

第十三条 都道府県知事は、第七条第一項の規定に違反して湖沼特定施設を設置した者又は第十条第一項の規定に違反して同項に規定する事項

を変更した者に対して、当該湖沼特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

る。

(みなし特定施設に係る排水の排出の規制等)

第十四条 指定地域においては、湖沼の水質にとつて水質汚濁防止法第二十一条第二号に規定する程度の汚水等を排出する施設として政令で定める施設について、これを同項に規定する特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第十二条第二項中「なつた際」とあるのは「なつた際又は一の地域が湖沼環境保全特別措置法第三条第三項の指定地域となつた際」と、「なつた日」とあるのは「なつた日又は当該地域が同項の指定地域となつた日」と、「六月間」とあるのは「一年間」と、「一年間」とあるのは「二年間」と、同法第十三条第四項中「第二号第二項」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第三項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

(水質汚濁防止法等の適用関係)

第十五条 水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十一条第一項から第三項まで及び第二十条、第二十一条から第五項まで（同法第五条、第七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百）に係る部分に限る。並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十七条第一項の規定は、指定地域において湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に係る当該湖沼特定施設については、適用しない。

2 指定地域における水質汚濁防止法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律（湖沼環境保全特別措置法（昭和五十九年法律第 号）第七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百）から第十三条までの規定を含む。」とする。

(指定施設の設置の届出)

第十六条 指定地域において、水質汚濁防止法第二十一条第二号に規定する項目に関し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共用水域に排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く。）であつて、湖沼の水質保全上同法第三十一条第一項又は第三項の排水基準による規制により難いものとして政令で定めるもの（以下「指定施設」という。）を設置しようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該指定施設の設置について河川法第二十六条の規定による河川管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 指定施設の所在地

三 指定施設の種類

四 指定施設の構造

五 指定施設の使用の方法

六 その他総理府令で定める事項

2 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたときは、その旨を都道府県知事に通報するものと

する。

(経過措置)

第十七条 一の施設が指定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定施設を設置している者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(指定施設の構造等の変更の届出)

第十八条 第十六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者第十六条第二項（前条第二

項）

項）

項）

項）

項）

項において準用する場合を含む。の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。は、第十六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、第十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十六条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(承継)

第十九条 水質汚濁防止法第十一条第一項及び第二項の規定は、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一条第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三条第三項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

3 第十六条第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

(基準遵守義務)

第二十条 指定地域において指定施設を設置している者は、当該指定施設について、総理府令で定めるところにより都道府県知事が定める構造及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

第二十一条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条第一項の基準

を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3 前二項の規定は、前条第一項の基準の適用の際現に指定地域において指定施設を設置している者(設置の工事をしていない者及び第十六条第一項の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む)に係る当該指定施設については、当該基準の適用の日から一年間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間)は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及び当該基準の適用の日以後当該施設についてその者が第十六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更(その日前に第十八条第一項の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く)をしたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項又は第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第二十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状態その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用指定施設)

第二十三条 前三条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十一条第三項中「第十六条第一項の規定による届出」とあるのは、「第七條第一項の規定による許可」と、「第十八条第一項の規定による届出」とあるのは、「第十条第一項の規定による許可」と読み替へるものとする。

(汚濁負荷量の総量の削減)

第二十四条 都道府県知事は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する指定湖沼であり、かつ、水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の排水基準及び第四条から前条までに規定する措置のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼であつて政令で定めるもの(以下「総量削減指定湖沼」という。)における(以下「総量削減指定地域」という。)において、当該総量削減指定湖沼に係る湖沼環境保全計画において、当該項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という。)の総量の削減に関する計画(以下「湖沼総量削減計画」という。)を定めるものとする。

2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、水質汚濁防止

法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する要件に該当すると認められる指定湖沼があるときは、同項の総量削減指定湖沼を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、当該指定湖沼に係る指定地域を管轄する都道府県知事(前項の申出をした都道府県知事を除く)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。この場合においては、第三条第六項の規定を準用する。

6 第一項の規定により定めた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四条の三に規定する総量削減計画とみなし、同法の規定(第十四条の規定により適用される同法の規定を含む、同法第四条の二及び第四条の三の規定を除く)を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第二十四条第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二十一条第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設(湖沼環境保全特別措置法第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。)」と、同法第六十二条第二項中「第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼環境保全特別措置法第二十四条第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、「当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」と、同法第十三条第四項中「第四条の二第一項の地域を定める政令又は」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第十四条の施設を定める政令

若しくは「改正」とあるのは「改正又は同法第三項第三項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六条第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼環境保全特別措置法第二十四条第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。
(富栄養化による被害の発生防止)

第二十五条 環境庁長官は、指定湖沼の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定地域において公共用水域に排出される汚濁その他の政令で定める物質(以下この条及び次条において「指定物質」という。)の削減に関し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針(以下この条において「指導方針」という。)を定めるべきことを指示することができる。

2 指導方針においては、目標年度において削減の目標を達成することを目的として、指定物質の削減に関する指導の方針その他必要な事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、前項の事項を環境庁長官に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、指導方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 都道府県知事は、指定地域において指定物質を公共用水域に排出する者に対し、指導方針に従い、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第二十六条 都道府県知事は、前条第五項の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、指定地域において事業活動に伴って指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるものに対し、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
(指導等)

第二十七条 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において同項第二号に規定する項目に関し汚水等その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公共用水域に排出するものに対し、湖沼環境保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(湖沼周辺環境保全地区)

第二十八条 都道府県は、条例で定めるところにより、指定湖沼の周辺の土地の区域のうち良好な自然的環境を形成しているものを湖沼周辺環境保全地区として指定することができる。

2 都道府県は、湖沼周辺環境保全地区の良好な自然的環境を保全するため、条例で定めるところにより、湖沼周辺環境保全地区内における工作物の新築、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の採取その他の行為につき都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。

3 都道府県は、前項の規定に基づく条例の規定による処分によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
(埋立て等についての特別の配慮)

第二十九条 都道府県知事は、指定湖沼における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認については、第二條第一項の湖沼環境の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に関し、中央公害対策審議会において調査審議するものとする。

第四章 雑則

(勧告又は助言)

第三十条 環境庁長官は、この法律の適正かつ円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 環境庁長官は、都道府県知事に対し、前項の

勧告によつてとられた措置について報告を求めることができる。

(財政上の援助等)

第三十一条 国は、地方公共団体が指定湖沼環境保全計画に基づき事業を円滑に実施することができるよう、当該地方公共団体に対し、財政上の援助その他必要な援助を行うように努めなければならない。

(国の負担又は補助の割合等の特例)

第三十二条 指定湖沼環境保全計画に定められた事業のうち別表に掲げる事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下この条において「国の負担割合」という。)は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、同項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 第一項に規定する事業に係る経費につき前二項の規定による国の負担割合により国が負担し又は補助する場合における国の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金の納付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(資金のあつせん等)

第三十三条 国は、事業者が行う指定湖沼環境の保全のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。
(指定湖沼管理基金)

第三十四条 指定湖沼及びその周辺地域の全部又は一部をその区域を含む地方公共団体は、指定湖沼の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これ

らに類する指定湖沼の維持管理の事業並びに指定湖沼及びその周辺地域の環境の保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金として、指定湖沼管理基金を設けることができる。
(関係行政機関の協力等)

第三十五条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼環境の保全に関し意見を述べることができる。

2 河川管理者、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に関し当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定湖沼環境の保全に関し意見を述べることができる。

(監視、測定等の体制の整備)

第三十六条 国は、湖沼環境の状況を把握し、及び湖沼環境の保全のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査研究の推進等)

第三十七条 国は、湖沼環境の保全に関する調査研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、湖沼環境の保全に関し、知識の普及を図るとともに、国民の協力を求めるように努めなければならない。
(経過措置)

第三十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。を定めることができる。

(事務の委任等)

第三十九条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第三条第一項同条第九項において準用する場合を含む。)、第四条第一項、第二十条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)、並びに第二十四条第一項及び第三項に規定する事務を除く。は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(条例との関係)

第四十条 この法律の規定は、指定地域において、地方公共団体が、指定施設(第二十三条の政令で定める施設を含む。以下同じ。))について、水質汚濁防止法第二十条第二項第二号に規定する項目以外の項目に関し、及び指定施設以外の同号に規定する項目に關して湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設(同項に規定する特定施設であるものを除く。))について、その施設の構造又は使用の方法に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第五章 罰則

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十条第一項の規定に違反した者

二 第十三条の規定による命令に違反した者

第四十二条 第二十一条第二項(第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第十六条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

た者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、十

万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項又は第十七条第一項の規定に

よる届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二條第一項(第二十三条において準

用する場合を含む。以下この号において同

じ。))の規定による報告をせず、若しくは虚偽

の報告をし、又は同項の規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十六条の規定による報告をせず、又は

虚偽の報告をした者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に關し、第四十一条から前条までの

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す

る。

第四十六条 第十条第四項、第十一条、第十二

条第三項、第十八条第二項又は第十九条第二項

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出した

者は、十

別措置法(昭和四十八年法律第百十号)を、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律

第百十号)及び湖沼環境保全特別措置法(昭和五

十九年法律第

号)に改める。

別表(第三十二条関係)

事業	区分	国の負担割合の範囲
河川法第四十条第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)		四分の三以内
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事		四分の三以内
下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改築		三分の二以内
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の設置又は改築、廃止若しくは変更又は区画整理		百分の六十五以内
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く。)		四分の三以内
都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設の新設、増設又は改築		十分の五・五以内
自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)第二条第六号に規定する公園事業で政令で定めるもの		十分の五・五以内

理由

湖沼及びその周辺の自然環境が一体となつて構成する湖沼環境が国民の健康で文化的な生活環境の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、湖沼環境の保全上有効な施策の実施を推進するため湖沼環境保全基本方針を定めるとともに、湖沼環境の保全に關する施策を講ずることが緊要な湖沼を指定してその湖沼環境の保全上実施すべき施策に關する計画の策定、湖沼特定施設及び指定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、湖沼周辺環境保全地区の指定等の特別の措置を講ずることにより、湖沼環境の保全を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約一億円の見込である。

昭和五十九年五月二十六日印刷

昭和五十九年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局